

千代田町第 3 期地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

(令和 7 年 4 月～令和 1 2 年 3 月)

令和 7 年 3 月

千 代 田 町
千代田町社会福祉協議会

ごあいさつ



日頃から千代田町の福祉行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、地域福祉の取組をより一層推進するため、「千代田町第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、「心ふれあい 笑顔かがやく とともに築く 豊かなまち」を基本理念として、「支え合いと交流の促進」「地域ネットワークの構築」「相談支援と福祉サービスの充実」「安心・安全のまちづくりの推進」の4つの基本目標を掲げ、「行政」「住民」「地域」「町社会福祉協議会」「福祉関係事業者」等がそれぞれ取り組むべき内容を取りまとめ示したものです。策定にあたっては、町民の皆様の声をできる限り計画に反映するため、「千代田町地域福祉に関するアンケート調査」や、関係団体への意見聴取を実施し、計画づくりを進めてまいりました。

近年の少子高齢化や世帯の小規模化などの社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などにより、地域における住民同士のつながりの希薄化が進む中で、孤独死や虐待など、様々な生活課題が顕在化し、それらは複雑化・多様化しています。

これらの問題を解決し、誰もが住み慣れた千代田町で安心して暮らしていくためには、こどもから高齢者まですべての人が地域社会の一員として、ともに支え合いながら、地域づくりに取り組む「地域共生社会」の実現を目指した取組が重要となっています。

そのため、本計画に基づき、社会福祉協議会をはじめ福祉関係事業者と協働し、町民の皆様にもご協力をいただきながら、地域における様々な問題の解決に取り組み、地域福祉の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力・ご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、尽力をいただきました千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様並びにすべての関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

千代田町長 高橋 純一

ごあいさつ



近年、少子高齢化の更なる進行や、それに伴う単独高齢者世帯の増加、また、子育て家庭の孤立化やひとり親世帯の増加など、社会情勢の変化に伴う様々な問題が全国的に生じており、千代田町においても同様の傾向が見受けられます。そのような中で、様々な困難や課題の解決に向け、社会福祉協議会の役割は今後ますます重要になっていくものと考えております。

これまでも、社会福祉協議会では、平成27年3月に第1期地域福祉活動計画（平成27年度～令和元年度）を、令和2年3月には第2期地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、地域の福祉課題に取り組んでまいりました。しかし、近年の社会情勢の変化に伴う諸課題への対応のため更なる取り組みが必要となっています。

こうしたことから、今までの取り組みをより深めつつ、新たな地域の福祉課題の解決に向け、福祉のまちづくりを継続的かつ効果的に進め、「地域共生社会」の実現を目指すため、行政と共に千代田町の福祉分野の基盤となる「第3期地域福祉計画」と「第3期地域福祉活動計画」を一体的に策定したものでございます。

計画の実現に向けて、町民の皆様、関係機関をはじめとした地域福祉に関わるあらゆる団体と連携し、住民同士の支え合いに必要な仕組みづくり、分野を超えた相互理解を図り、地域コミュニティの構築や地域に根ざした活動の推進のため、皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました町民の皆様をはじめ、関係機関の皆様、ご審議をいただきました千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人千代田町社会福祉協議会 会長 森田 榮

目次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画の策定にあたって.....	1
2. 計画の概要	2
3. 計画の位置づけ・期間.....	5
4. 計画の策定・推進体制.....	7
第2章 計画策定に向けた現状と課題の整理.....	10
1. 千代田町の状況.....	10
2. 地域福祉に関するアンケートからみられる状況	14
3. 地域課題の整理.....	22
第3章 計画の基本方向	23
1. 計画の基本理念.....	23
2. 基本とする考え方	23
3. 基本目標.....	25
4. 基本目標と施策体系	26
第4章 基本計画	27
基本目標1 支え合いと交流の促進.....	27
基本目標2 地域ネットワークの構築	35
基本目標3 相談支援と福祉サービスの充実	41
基本目標4 安心・安全のまちづくりの推進.....	52
第5章 計画の推進	63
資料編.....	64

第1章 計画の基本事項

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

わが国は人口減少社会となって、少子高齢化がさらに進んでいます。長寿国でもある日本の少子高齢化の進行は、世界的にみても急速で、それに伴い、生活様式の多様化と家族形態の変化、地域のつながりの希薄化などが進んでいるといわれています。その変化は、ひとり暮らし、ひとり親世帯の増加、ひいては年金や住まいに関する問題、孤独死や虐待、自殺、引きこもりなど、様々な社会問題に影響を及ぼしています。あわせて、地域を取り巻く環境の変化により、住民の暮らしを取り巻く生活課題は複雑化・多様化しています。

このため、人口の最も多い、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を目途に、これまで行政による措置や福祉等のサービスはこのような課題に対応する支援と持続可能な制度になるように、福祉施策の改革が進められてきました。一人ひとりの生活全般に着目し、たとえ介護や支援が必要な状況となっても、できる限り地域でその人らしく暮らし続けられるように支援することが基本となっています。また、従来の分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な課題に対して、団塊の世代の子世代が高齢期を迎え、労働人口が減少する令和22（2040）年を中長期的に見据え、地域全体で支える力を再構築して、解決に取り組み、包括的な相談・支援体制と持続可能な支援体制の充実が重要となっています。

地域を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの各種保健福祉施策を見直しながら、限られた人財・資源で効果的な支援サービスを提供し、まちぐるみでまると支える仕組みづくりを進めるための指針として本計画を策定します。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」は、「それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方」です。

また、福祉サービスの対象として高齢者・障がいのある人・児童というように、法律や制度で分けられる福祉に限らず、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域に関わるすべての人が進めていく地域づくりの取組のことです。

そして、地域の中で人と人とのつながり、助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことであり、社会福祉法において、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定められています。

2. 計画の概要

■地域福祉計画とは

「市町村地域福祉計画」は社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画で、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

○地域福祉計画に盛り込む事項

- 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■地域福祉活動計画とは

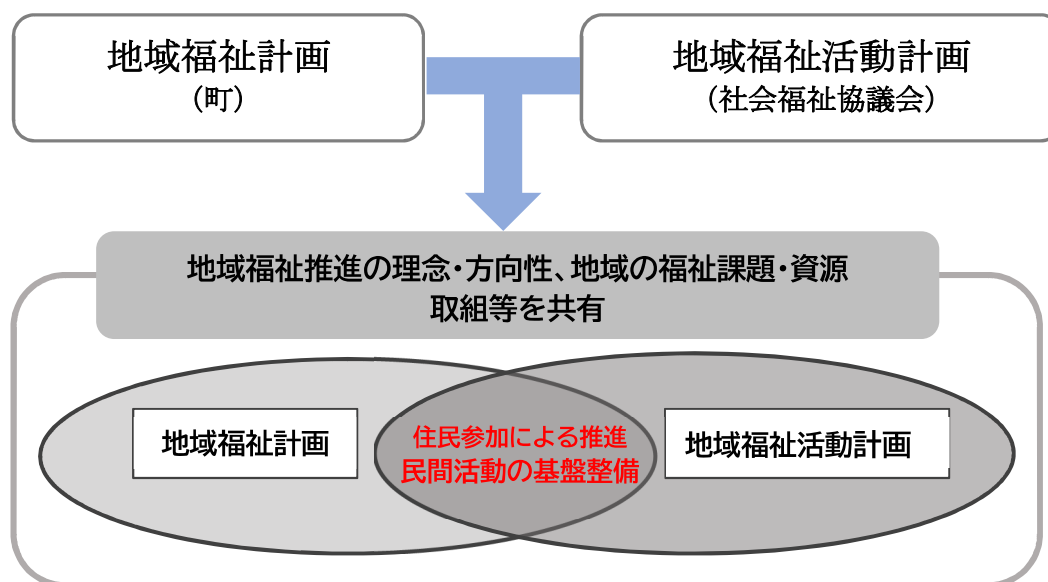
「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が地域の活動計画として策定するものです。「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画。

○地域福祉活動計画に盛り込む事項

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■これまでと同様に一体的に策定・推進

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政(市区町村)	社会福祉協議会
性格	行政計画	民間計画
理念・方向性	・官民協働で地域の課題の把握、解決への取組を行い、地域福祉を推進する。	
内容	・公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・民間福祉サービスの支援	・民間福祉サービスの提供
	・行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート	



社会福祉法は令和4年の改正が令和5年4月1日より施行されています。この改正で本計画に関する事項が次のようになりました。

(参考) 社会福祉法の一部改正 (令和5年4月1日施行)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、地域福祉は人権や生活支援をはじめ、数多くの法律に関連しており、以下の関連法令との整合を図ります。

改正児童虐待防止法（令和 5 年 10 月 1 日施行）

改正高齢者虐待防止法（令和 4 年 6 月 17 日施行）

改正障害者虐待防止法（令和 4 年 6 月 17 日施行）

改正生活困窮者自立支援法（令和 4 年 6 月 17 日施行）

改正障害者差別解消法（令和 4 年 6 月 17 日施行）

改正自殺対策基本法（平成 28 年 4 月 1 日施行）

改正こどもの貧困解消対策の推進に関する法律（令和 6 年 6 月 26 日施行）

改正子ども若者育成支援推進法（令和 5 年 4 月 1 日施行）

改正成年後見制度の利用の促進に関する法律（令和 3 年 4 月 1 日施行）

改正バリアフリー法（令和 5 年 4 月 1 日施行）

孤独・孤立対策推進法（令和 6 年 4 月 1 日施行）

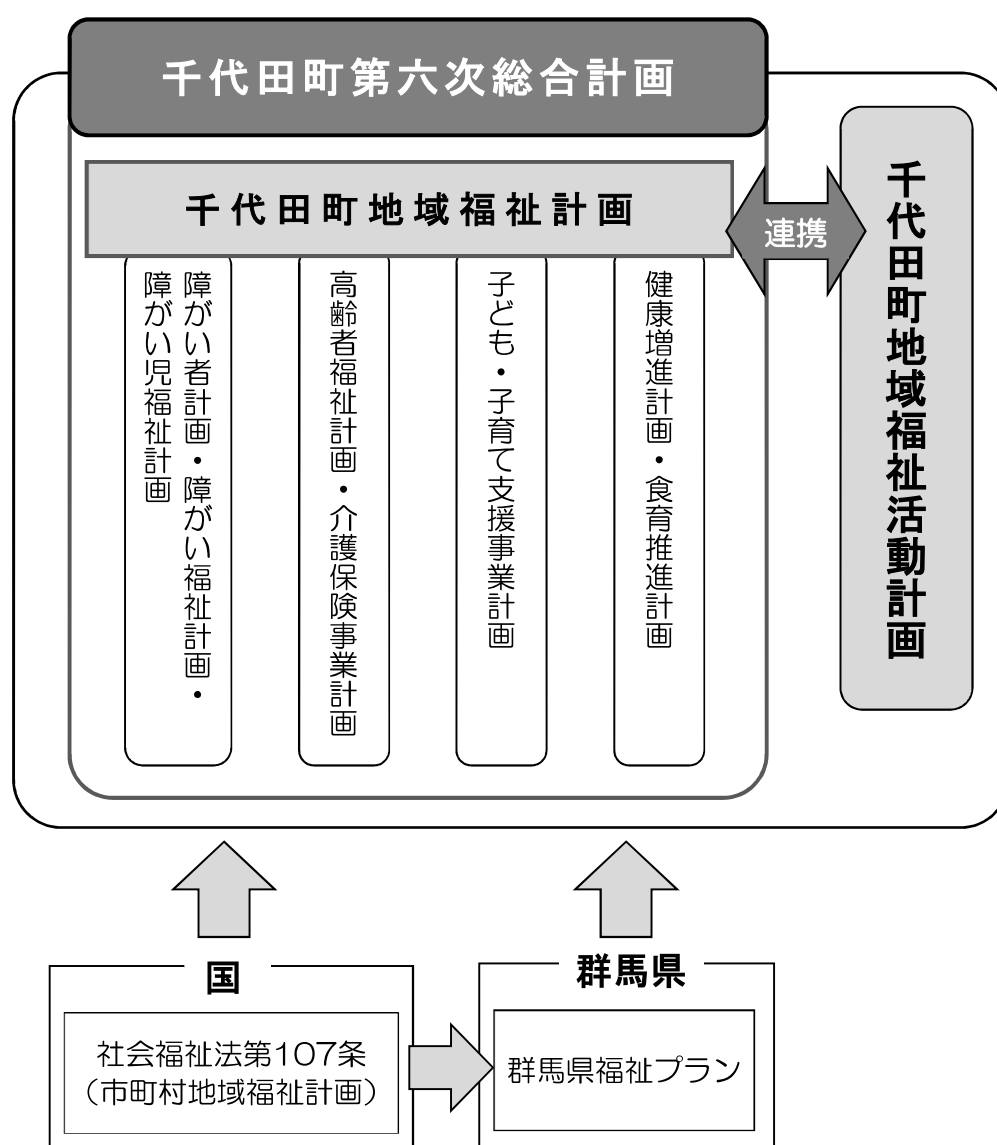
3. 計画の位置づけ・期間

①計画の位置づけ

千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画は、千代田町第六次総合計画を上位計画とし、その中の福祉部門の計画に位置づけ、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

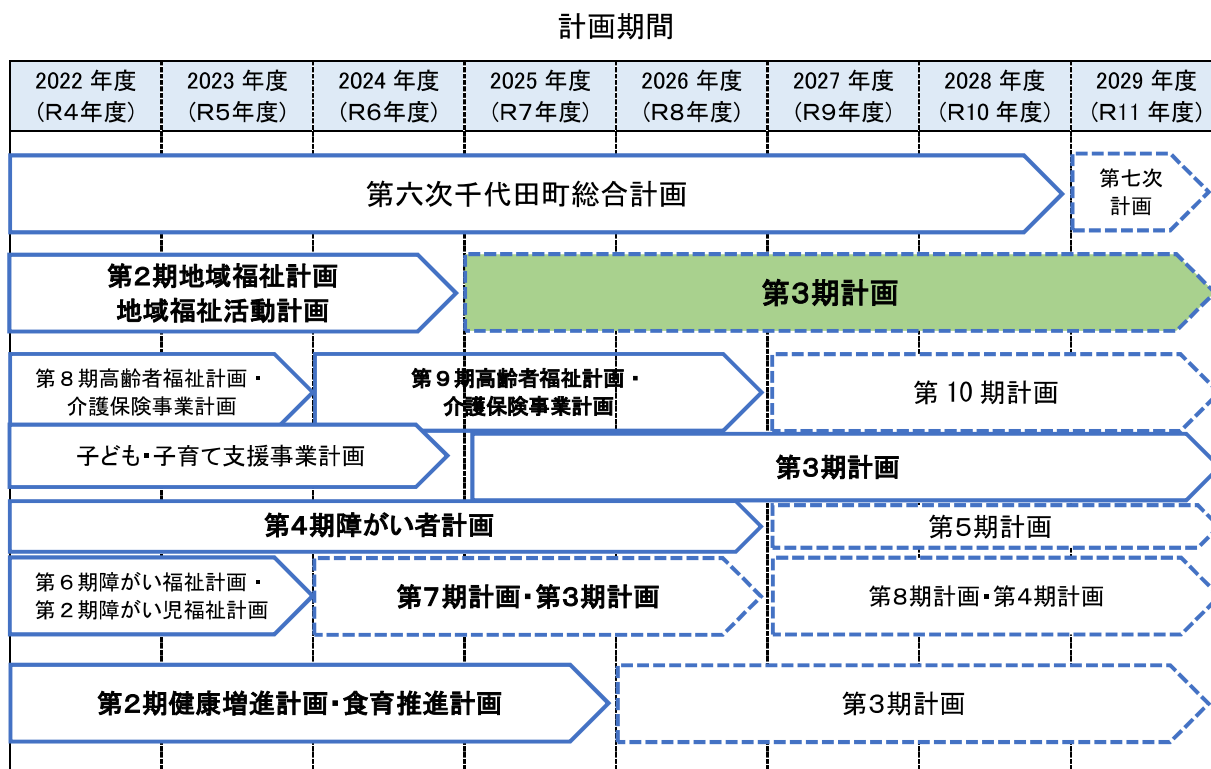
本計画は、福祉の分野別計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画）」に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぎ、各分野計画に基づいた施策の効果的な推進を図ります。

計画の位置づけ



②計画期間

計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。



③計画の対象

地域福祉計画は、住民・町（行政）をはじめ関係団体・関係機関・事業者との指針であることから、特定の対象者ということではなく、すべての住民が支え手であり、支援を必要とするすべての住民を対象とします。

4. 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

計画策定は、地域福祉計画策定委員会を組織し、協議いただき策定しました。また、策定にあたり、地域福祉に関するアンケート、関係団体意見聴取、パブリックコメントを行い、地域の状況及び課題などを把握し計画の基礎としました。

(2) 計画の推進に向けて

計画の推進に向けては、住民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働で取り組むため、町社会福祉協議会をはじめ住民・関係団体・関係機関・事業者等と連携を十分に図り、ご意見・協力をいただきながら推進します。

①計画の進捗状況の把握と意見聴取

計画を着実に推進するため、福祉施策の進捗の点検と様々な地域の課題について検討・協議する組織機能を確保し、定期的に福祉施策の点検及び課題解決の検討・意見聴取を行い、施策への反映を図ります。

②町と町社会福祉協議会による協働と連携

町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と十分に連携して推進していくため、課題の共有や解決方法の検討などを定期的に協議する場を確保します。

あわせて、町社会福祉協議会をはじめ、町内の社会福祉法人や福祉サービス事業所、関係団体、事業所等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

③情報提供と周知

住民が保健福祉などのサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法には十分な配慮を行っていきます。

④情報共有と個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を行政、関係機関、事業者などで共有することが必要です。そのため、マイナンバーをはじめとする個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を徹底します。

(3) 地域福祉を担う主な推進主体の役割

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくためには、地域の資源を活用して地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、住民や町、町社会福祉協議会、福祉関係団体、民間団体などの多様な主体が参画し、それぞれの役割を担いながら協働で取り組んでいくことが期待されます。

①町の役割

地域課題を把握した上で、地域福祉計画に基づき、関係各課・関係団体等と協働で施策を計画的に推進します。

住民が主体となって課題の抽出や課題解決に取り組む環境づくりをはじめ、地域の課題を包括的に受け止める相談体制の構築などに取り組みます。

②町社会福祉協議会の役割

町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や福祉活動への住民の参加促進など、地域に密着した活動を積極的に継続して実施していくことが求められます。

③福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

社会福祉法人は、各種社会福祉事業や公益事業を実施しており、平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されました。このため、各種地域課題等に対応していくなど、地域においてさらなる役割を担うことが期待されます。

福祉関係団体は、専門職の育成や各種活動に参画して、地域福祉の充実に努めることが期待されています。そして、関係機関等の連携強化を図りながら、課題解決への取組が求められます。

④民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、担当地区等において、住民の暮らしや暮らしの中での課題の把握、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談等の支援を行うなど、地域と町の関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。地域課題の複雑化や高齢者世帯の増加等により、地域の状況に応じた様々な活動が期待されています。

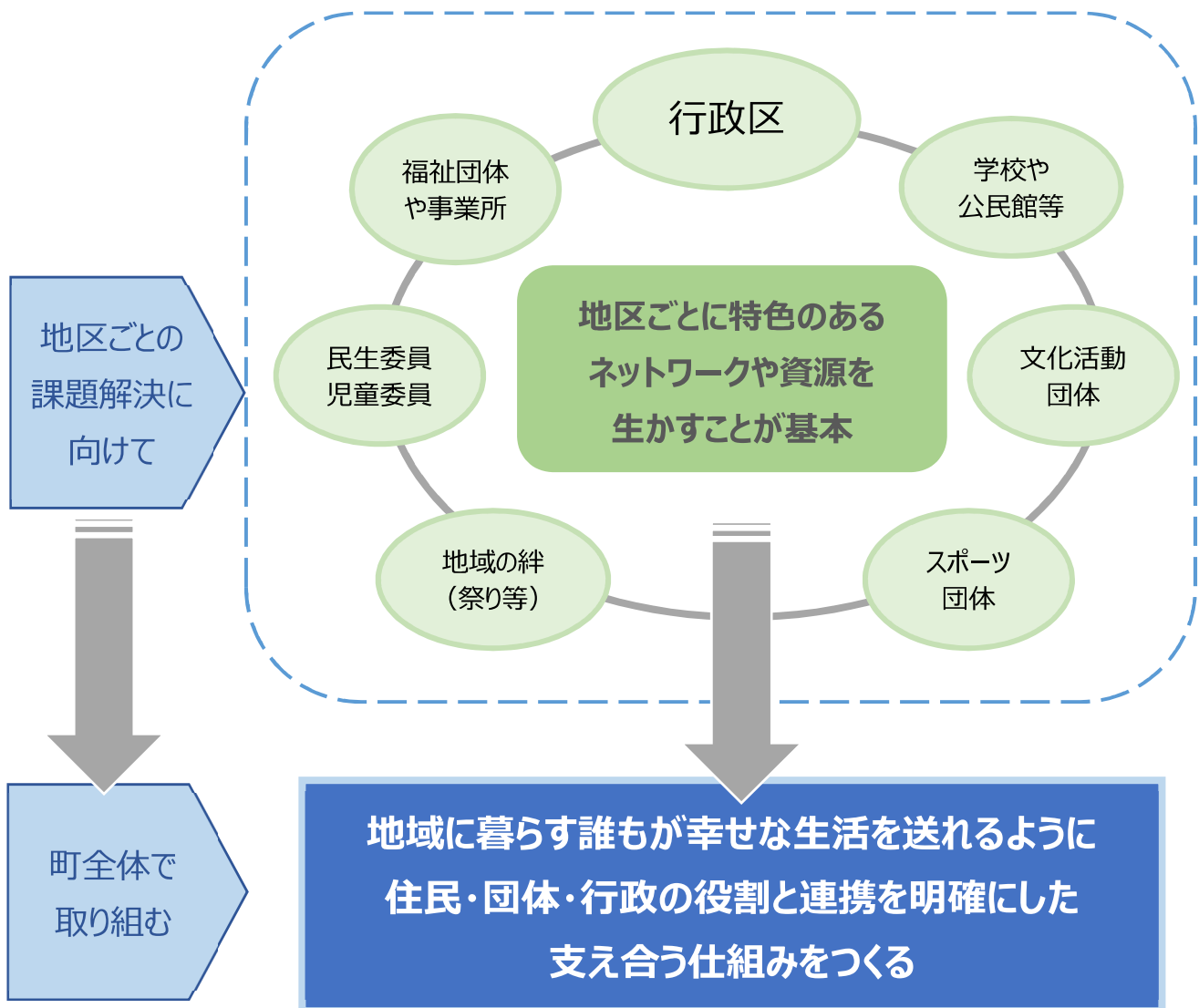
⑤ボランティア団体やNPO等に期待される役割

地域福祉の担い手として、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特長や能力、資源等を生かした活動が期待されています。

⑥行政区に期待される役割

行政区は、住民に最も身近な組織であり、住民同士が互いに支え合う意識を高め、町や町社会福祉協議会等と連携しながら、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環境美化や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されています。

推進方策



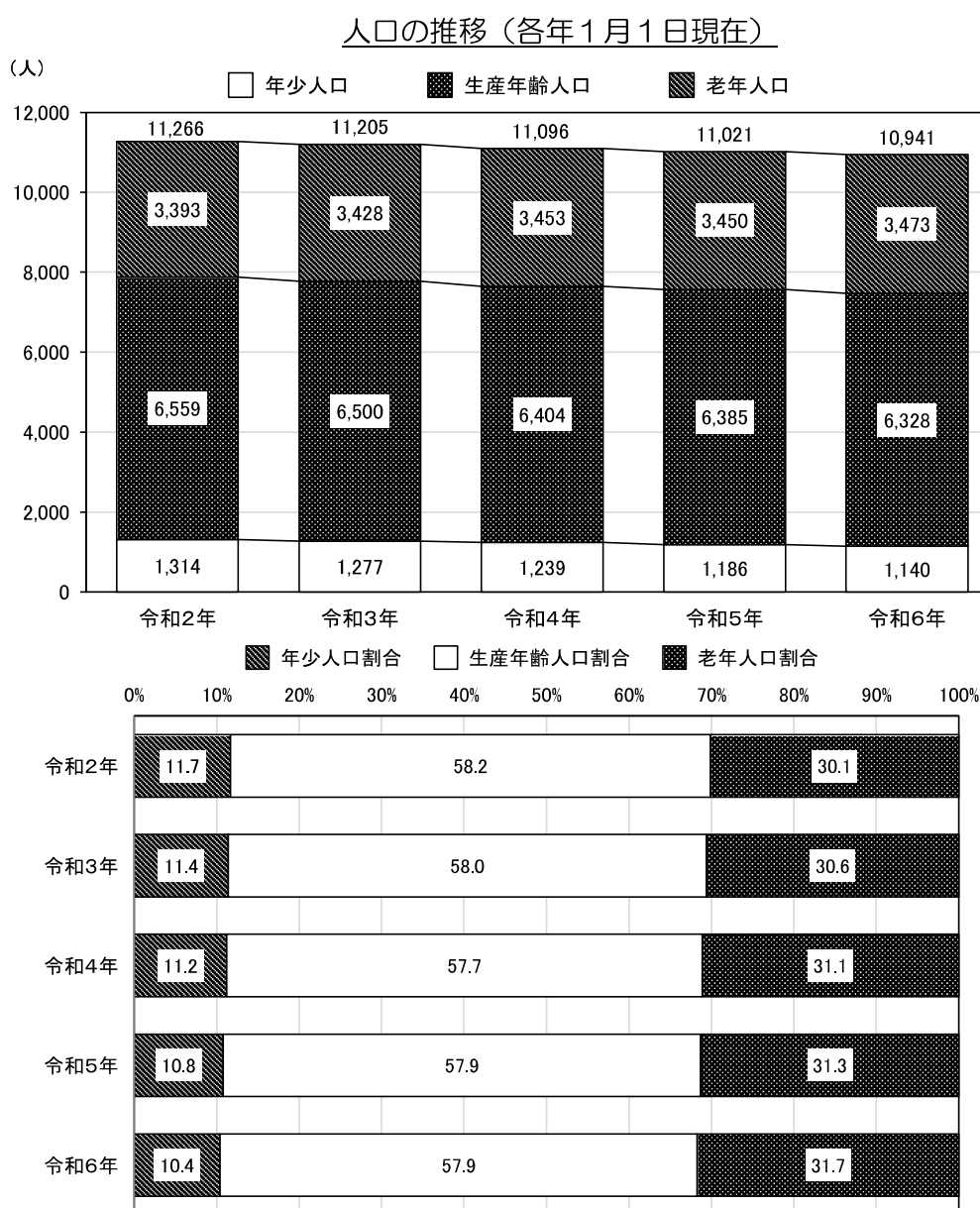
第2章 計画策定に向けた現状と課題の整理

1. 千代田町の状況

(1) 人口・世帯

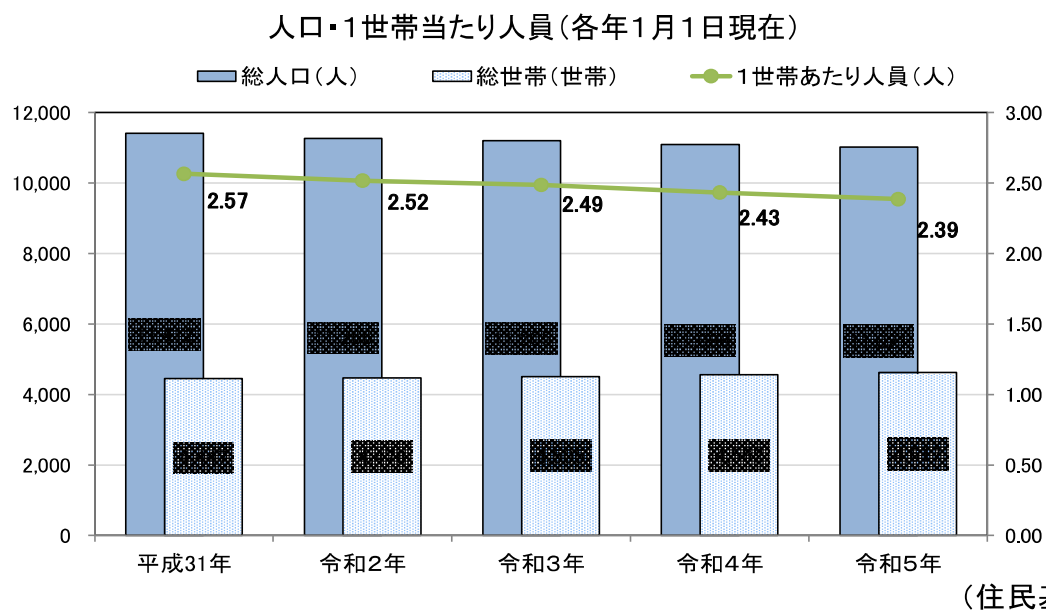
住民基本台帳人口は微減しており、令和6年に10,941人となっています。

年少人口（0～14歳）は令和5年に1,200人台を下回り、令和6年には1,140人で、総人口に占める割合も緩やかに低下しています。生産年齢人口（15～64歳）は、令和6年は6,328人で総人口の57.9%を占めています。一方、老年人口（65歳以上）は、令和6年は3,473人で総人口の31.7%となっています。

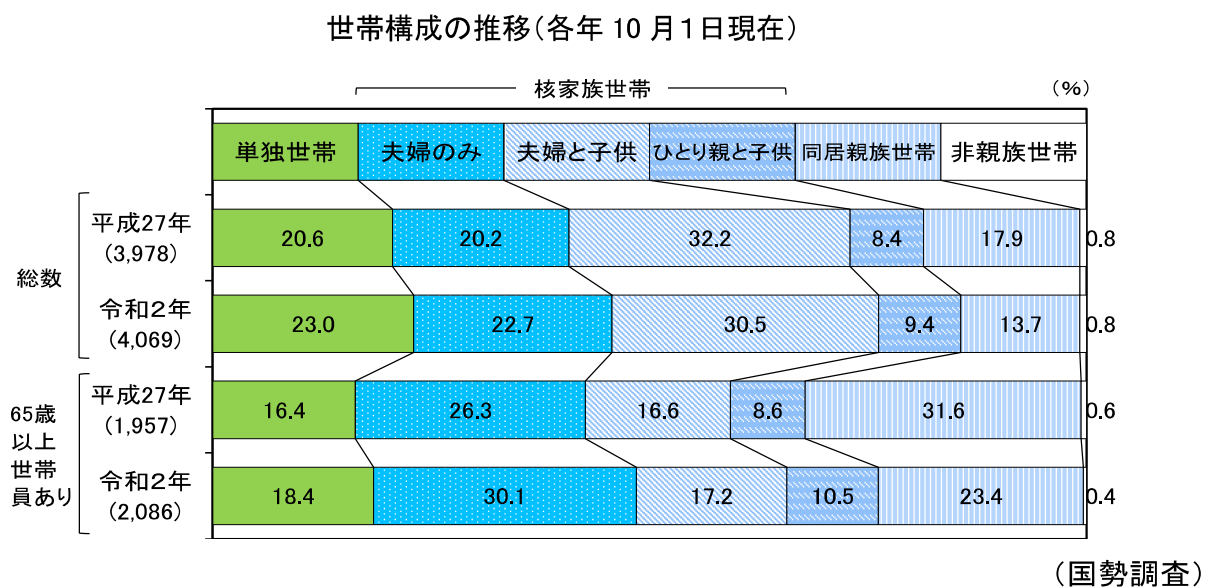


（住民基本台帳）

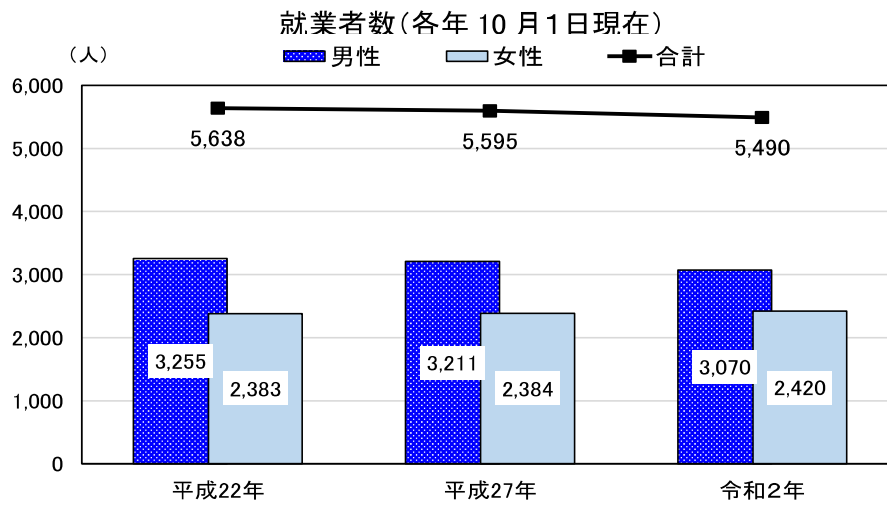
各年1月1日現在の世帯数は、平成31年の4,447世帯から令和5年は4,617世帯に増加していますが、1世帯当たり人員は緩やかに減少しており、令和5年は2.39人となっています。



世帯構成では、同居親族世帯が減少し、単独世帯や核家族世帯が増加しています。



就業者数は、平成22年、平成27年、令和2年で少しずつ減少しており、男性の就業者が微減し、女性就業者は微増しています。



(国勢調査)

(2) 福祉に関する基礎資料

①介護保険サービス利用者数

要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを利用している人は、令和４年度で居宅介護サービス利用者が月平均291人、地域密着型サービスが月平均９人、施設介護サービスが月平均92人で、受給率は79.8%となっています。令和４年度は居宅介護サービス利用者が増えています。

介護保険サービス利用者数(月平均)の推移

(人)	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
居宅介護サービス	250	242	250	279	291
地域密着型サービス	15	16	13	9	9
施設介護サービス	117	119	113	104	92
合 計	382	377	376	392	392
受給率	81.8%	81.1%	80.2%	79.7%	79.8%
認定者数	467	465	469	492	491

(介護保険事業状況報告月報)

②障害者手帳交付者数の推移

本町の各障害者手帳交付者数は、３種合計で令和４年度は468人となっています。

障害者手帳所持状況(各年度末)

(人)	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健 福祉手帳	合 計
令和2年度	332	63	73	468
令和3年度	328	62	79	469
令和4年度	319	65	84	468

(保健福祉課)

③児童扶養手当受給状況

児童扶養手当受給世帯は令和５年度は71世帯で、子どもがいる世帯が減少するなか、同程度で推移しています。

児童扶養手当受給状況(各年度末)

	受給世帯(世帯)
令和2年度	80
令和3年度	76
令和4年度	67
令和5年度	71

(保健福祉課)

2. 地域福祉に関するアンケートからみられる状況

(1) 調査概要

調査対象：千代田町に在住する18歳以上の住民1,200人を無作為抽出

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：令和6年9月26日～10月25日

配布数：1,200件

回答数：450件

回収率：37.5%

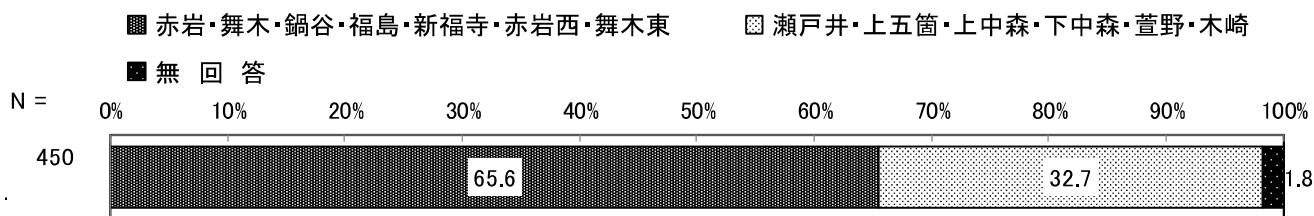
(2) 回答者の状況・暮らしやすさ等

① 居住地区・世帯構成

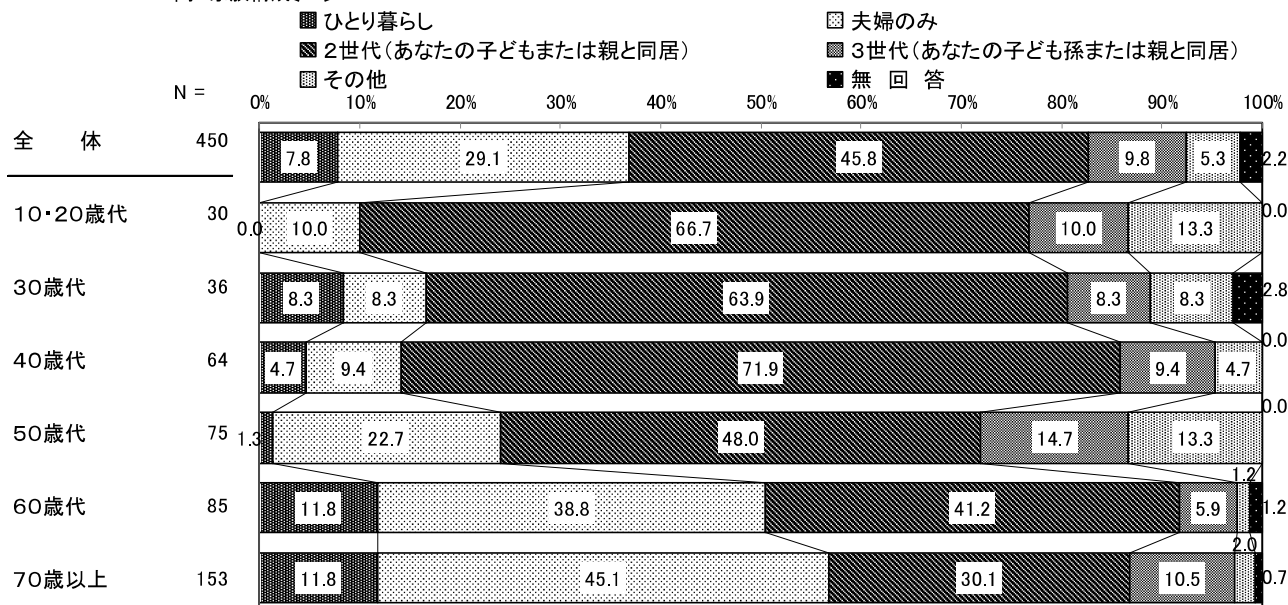
居住地区は、「赤岩・舞木・鍋谷・福島・新福寺・赤岩西・舞木東」が65.6%と多く、「瀬戸井・上五箇・上中森・下中森・萱野・木崎」が32.7%です。

世帯構成は、「2世代（あなたの子どもまたは親と同居）」が45.8%（前回56.8%）と多く、「夫婦のみ」が29.1%（前回21.4%）、「3世代（あなたの子ども孫または親と同居）」が9.8%（前回11.8%）となっている。前回調査より「2世代（あなたの子どもまたは親と同居）」が11.0ポイント減っています。また、年代でみると、70歳以上と60歳代で「夫婦のみ」がそれぞれ45.1%、38.8%（前回25.0%、40.4%）と多くなっています。

問3居住地区〔%〕



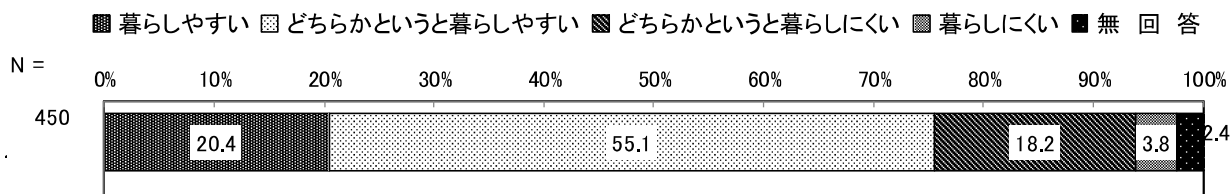
問6家族構成〔%〕



②地区の暮らしやすさ

「どちらかという暮らしやすい」が55.1%と多く、「暮らしやすい」が20.4%と続き、合わせて『暮らしやすい』が75.5%です。

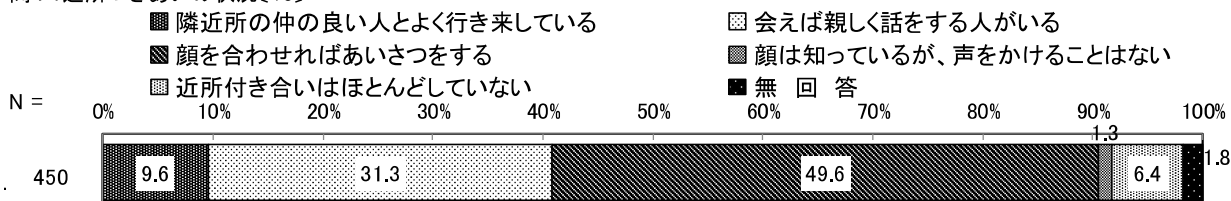
問8居住地区の暮らしやすさ[%]



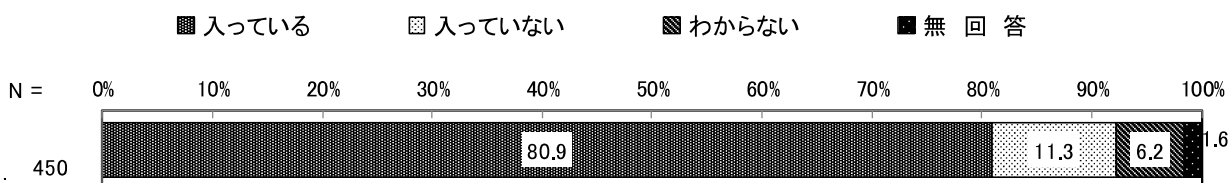
③近所づきあい

「顔を合わせればあいさつをする」が49.6%と半数を占め、「会えば親しく話をする人がいる」が31.3%、「隣近所の仲の良い人とよく行き来している」が9.6%と続いています。行政区の隣組等への加入状況については「入っている」が80.9%と多くなっています。

問14近所づきあいの状況[%]



問15行政区の隣組等への加入[%]



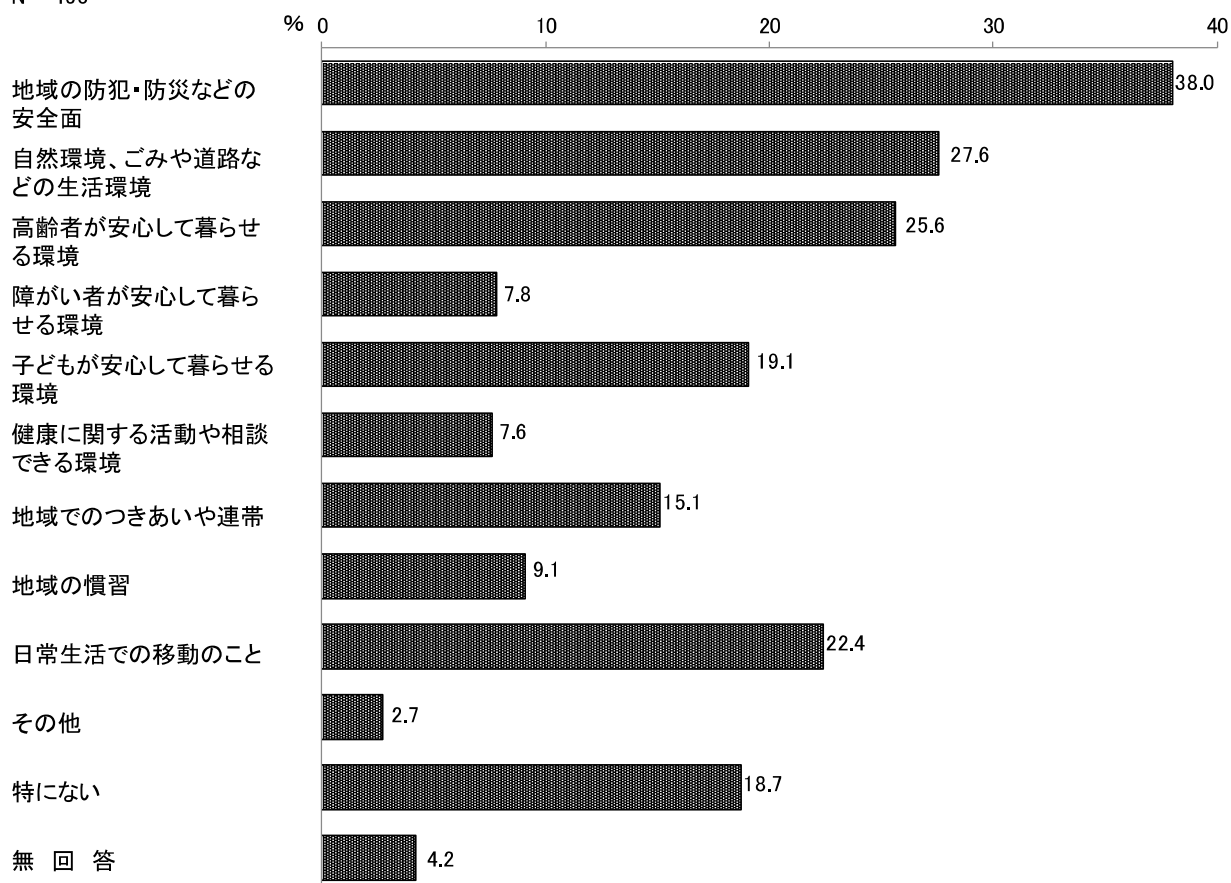
(3) 地域の困り事・地域活動への参加

①地域で心配なこと等

「地域の防犯・防災などの安全面」が38.0%（前回35.9%）と多く、「自然環境、ごみや道路などの生活環境」が27.6%（前回25.8%）、「高齢者が安心して暮らせる環境」が25.6%（前回31.8%）、「日常生活での移動のこと」が22.4%（前回29.0%）、「子どもが安心して暮らせる環境」が19.1%（前回27.2%）となっています。

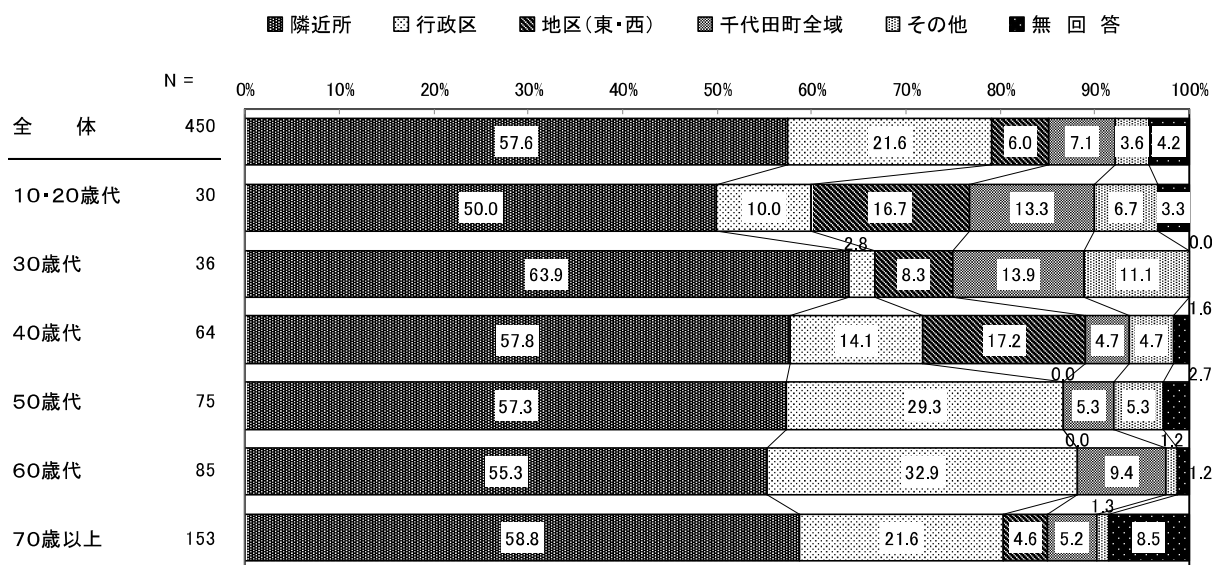
N = 450

問9日頃から心配なこと・気になること〔%・複数回答〕



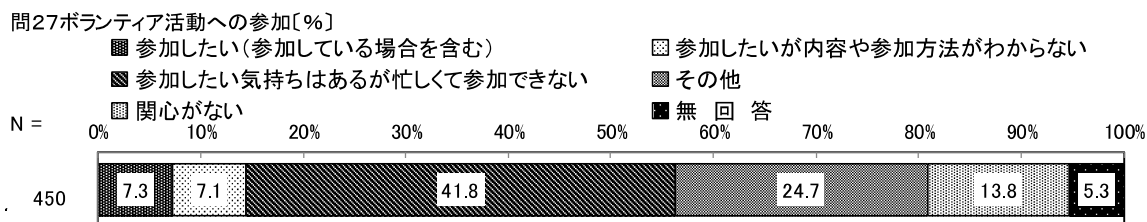
地域で住民同士の自主的な支え合い・助け合いが届く、またはできると思う範囲としては、「隣近所」が57.6%（前回57.5%）と多く、「行政区」が21.6%（前回27.2%）となっており、前回と同様の傾向であり、年代に関わらず「隣近所」が多く回答されています。

問13住民同士の自主的な支え合いが届く範囲〔%〕



②地域活動への参加

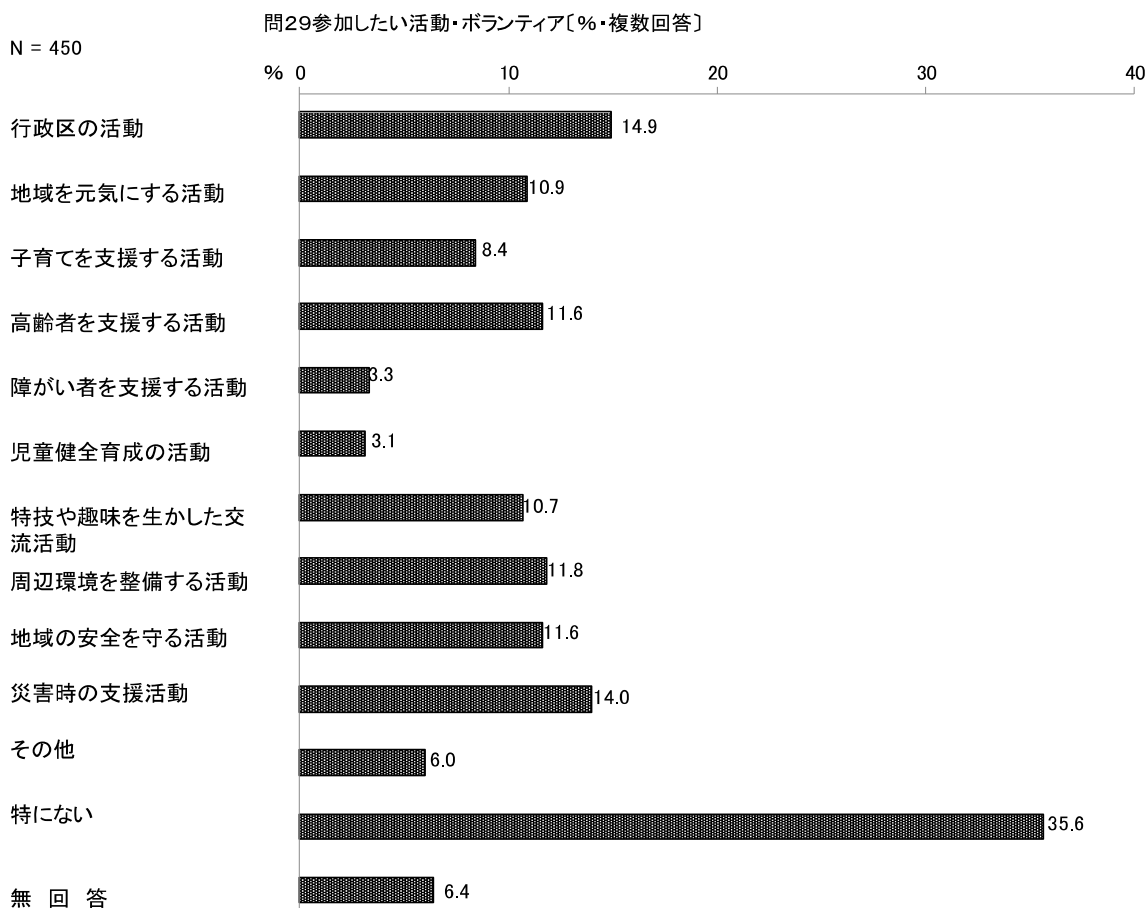
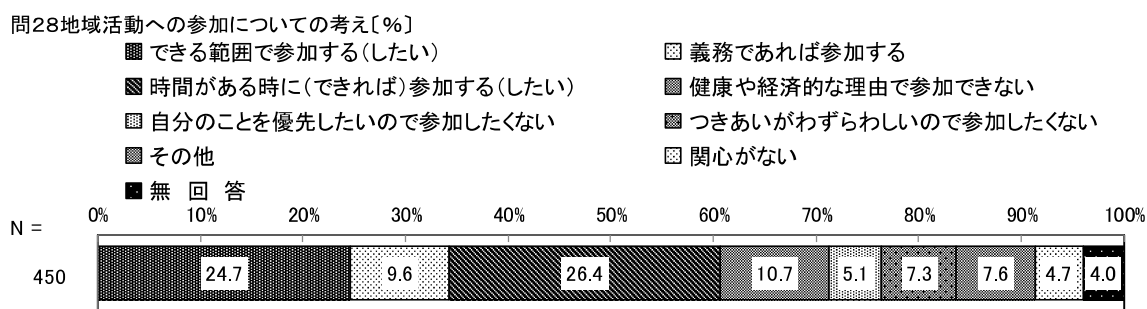
ボランティアへの参加意向については「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が41.8%と多く、「その他」が24.7%、「関心がない」が13.8%と続いています。



③地域活動やボランティアとして参加したい活動

「時間がある時に(できれば)参加する(したい)」と「できる範囲で参加する(したい)」が25%前後と多く、「健康や経済的な理由で参加できない」が10.7%、「義務であれば参加する」が9.6%となっています。

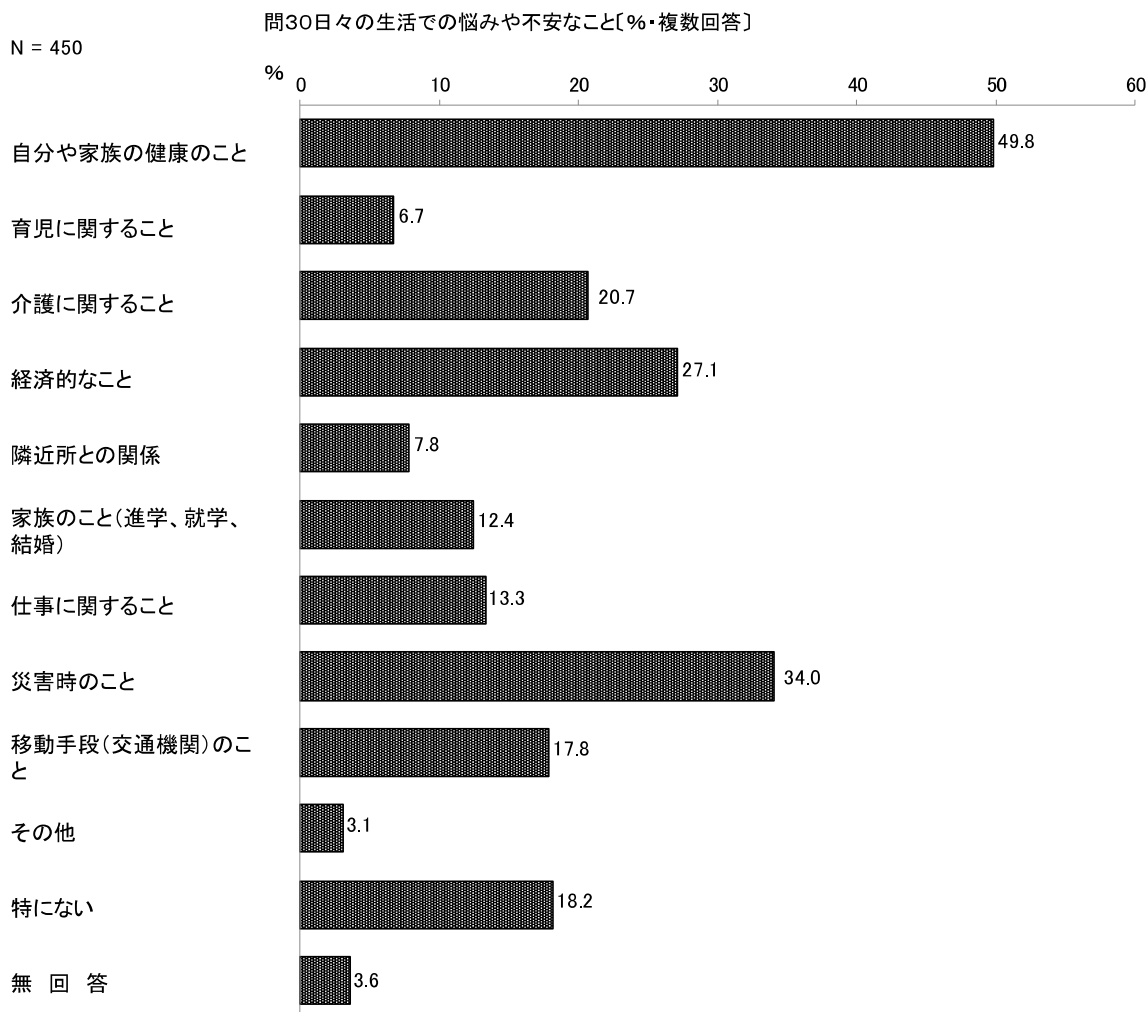
参加したい活動等は「特にない」が35.6%と多く、「行政区の活動」が14.9%、「災害時の支援活動」が14.0%、「周辺環境を整備する活動」が11.8%となっています。



(4) 生活上の相談・情報提供や福祉施策に関すること

①日々の生活での悩み・相談先

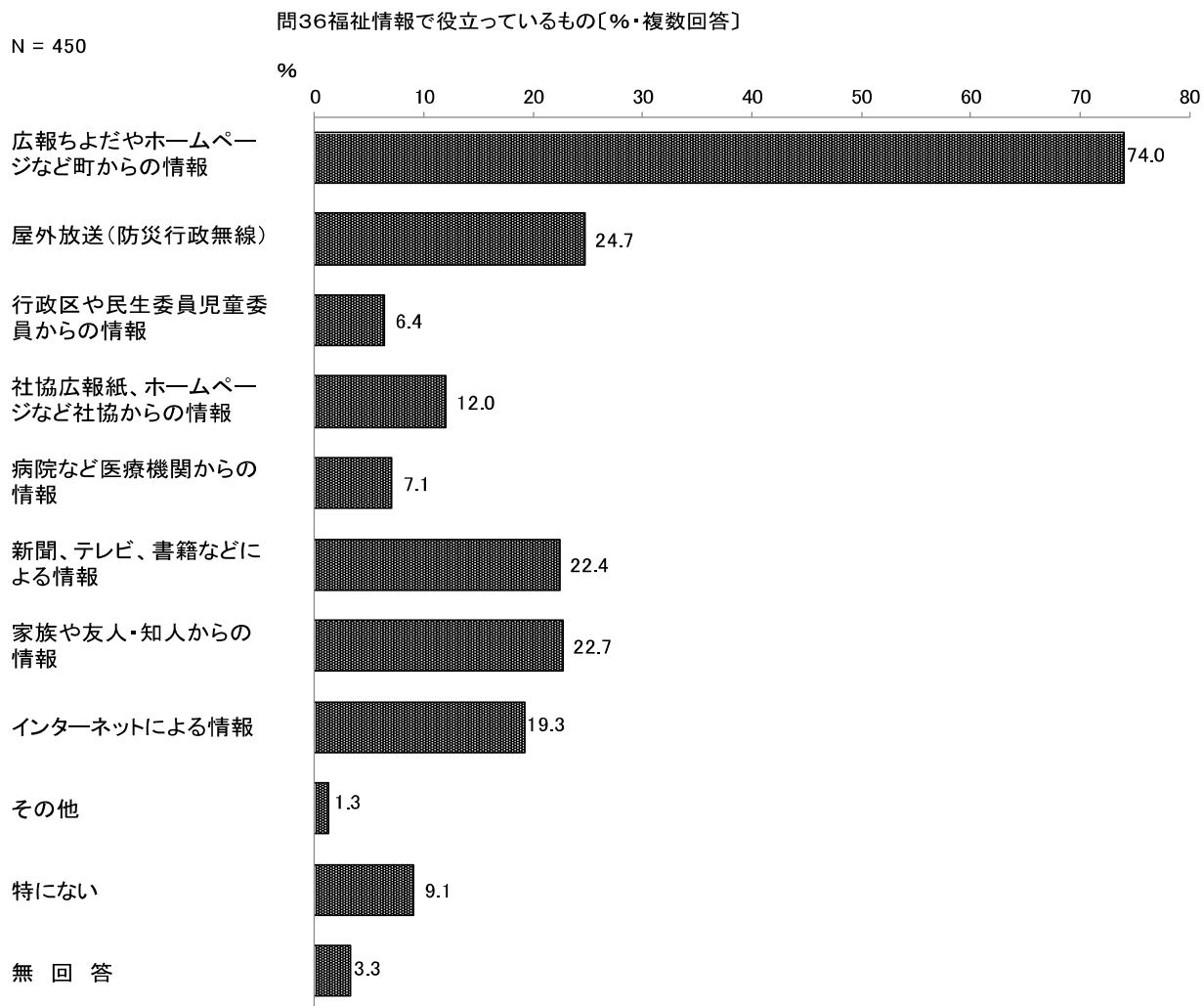
「自分や家族の健康のこと」が49.8%と多く、「経済的なこと」が27.1%、「災害時のこと」が34.0%、「介護に関すること」が20.7%と続いています。相談先については「家族・親戚」が74.9%と多く、「友人・知人」が38.4%、「職場の人」が10.2%と続いています。



問31悩みや不安の相談先〔%・複数回答〕														
全 体	家族・親戚	隣近所の人	友人・知人	職場の人	医療機関の医師	民生委員児童委員	社会福祉協議会	行政区の役員	地域包括支援センター	役場の窓口	その他	頼める人がいない	頼むつもりはない	無回答
100.0	74.9	5.3	38.4	10.2	9.8	1.1	1.8	1.8	2.0	5.8	4.9	4.9	4.0	3.6

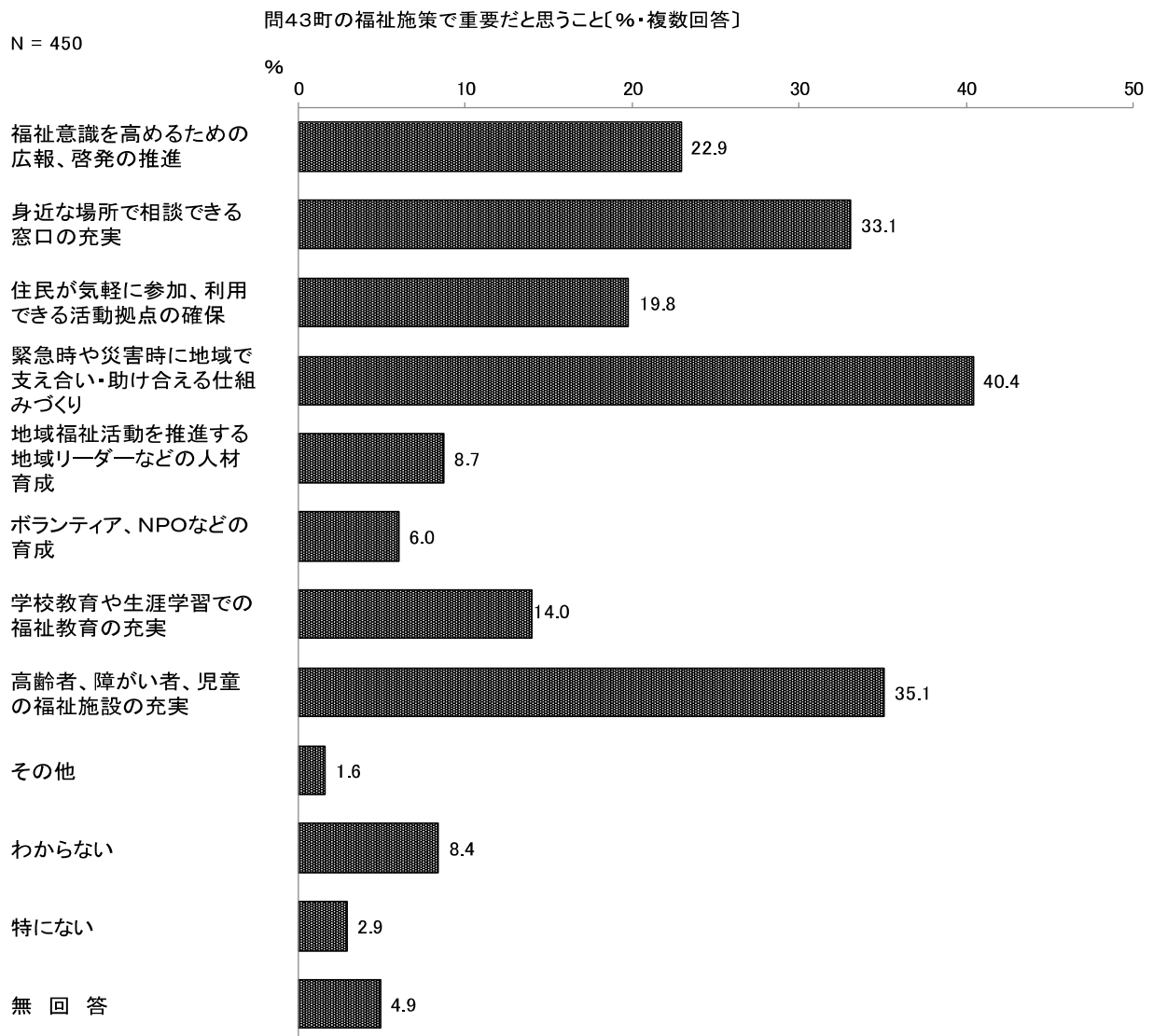
②福祉情報で役立っているもの

「広報ちよだやホームページなど町からの情報」が74.0%（前回74.6%）と多く、「屋外放送（防災行政無線）」が24.7%（前回20.5%）、「家族や友人・知人からの情報」が22.7%（前回25.2%）、「新聞、テレビ、書籍などによる情報」が22.4%（前回30.7%）、「インターネットによる情報」が19.3%（前回22.9%）となっている。



③町の福祉施策として重要と思う取組

「緊急時や災害時に地域で支え合い・助け合える仕組みづくり」が40.4%と多く、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の充実」が35.1%、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が33.1%、「福祉意識を高めるための広報、啓発の推進」が22.9%、「住民が気軽に参加、利用できる活動拠点の確保」が19.8%と続いています。



(5) 地域福祉に関する福祉関係団体の状況・意見等

地域福祉に関する住民へのアンケートとあわせて、町内で活動している福祉関係団体（6団体）の活動状況や活動中での課題等について、意見シートにより把握し、計画策定の参考にしています。（令和6年9～10月に実施）

福祉関係団体の活動は、近年コロナ禍で計画どおり実施できなかった経緯がみられるとともに、会員の高齢化、会員の減少の様子が伺え、加えて、活動費の確保に関する課題や担い手不足と役員の成り手がいないことにより、どのように活動を行っていくかも課題となっている面が見受けられます。

また、福祉団体活動を通じて課題と感ずることでは、高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境と日常生活での移動があげられており、単身の高齢者や高齢者のみの世帯の増加や障がい者のいる世帯の高齢化などに関連し、日常生活、健康づくりや社会参加活動も含めた検討が必要となっています。また、現状に適した形での役員選出等をしてボランティア活動や地域の活動を進めていくことが求められています。

3. 地域課題の整理

(1) 地域における支え合い機能の強化

高齢化の進行等に伴い、見守りや介護などの支援を必要とする人が増加している一方で、核家族化や人口減少等により、家庭内で支える力や地域の支え合い機能は低下しています。

(2) 複合的な課題等への包括的な支援体制の構築

これまでも、関係課間で連携して対応していますが、様々な課題を複合的に抱えている世帯や福祉サービスにつながらない制度の狭間にある課題などがみられます。アンケートにおいても様々な困りごとがだされています。

相談窓口の充実やつなぎも重要になっています。サービス提供体制の確保、担い手の確保も重要な課題です。

そのような課題の解決に向けては、様々な主体が関わって包括的に支援していくことが重要であり、柔軟に提供できる支援などが必要です。

(3) 地域福祉を支える担い手の確保

支援を必要とする人々が増加している反面、地域福祉の重要な担い手の高齢化が進んでいます。ボランティア等地域で活動する担い手も不足が生じてきています。担い手の確保・育成をさらに進めていくことが重要であり、様々な形で地域福祉に関われる仕組みづくりが課題です。

介護保険や福祉サービスを必要としている人の増加に伴って、介護・福祉施設等における必要な職員数は増加しているものの、人財の確保が難しい状況にあり、将来を見据えた介護・福祉人財の確保・定着を図ることが喫緊の課題となっています。

第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本理念

これまでの計画に引き続き、「心ふれあい 笑顔かがやく とともに築く 豊かなまち」を目指して、地域福祉に係る施策を推進します。

基本理念

心ふれあい 笑顔かがやく とともに築く 豊かなまち

2. 基本とする考え方

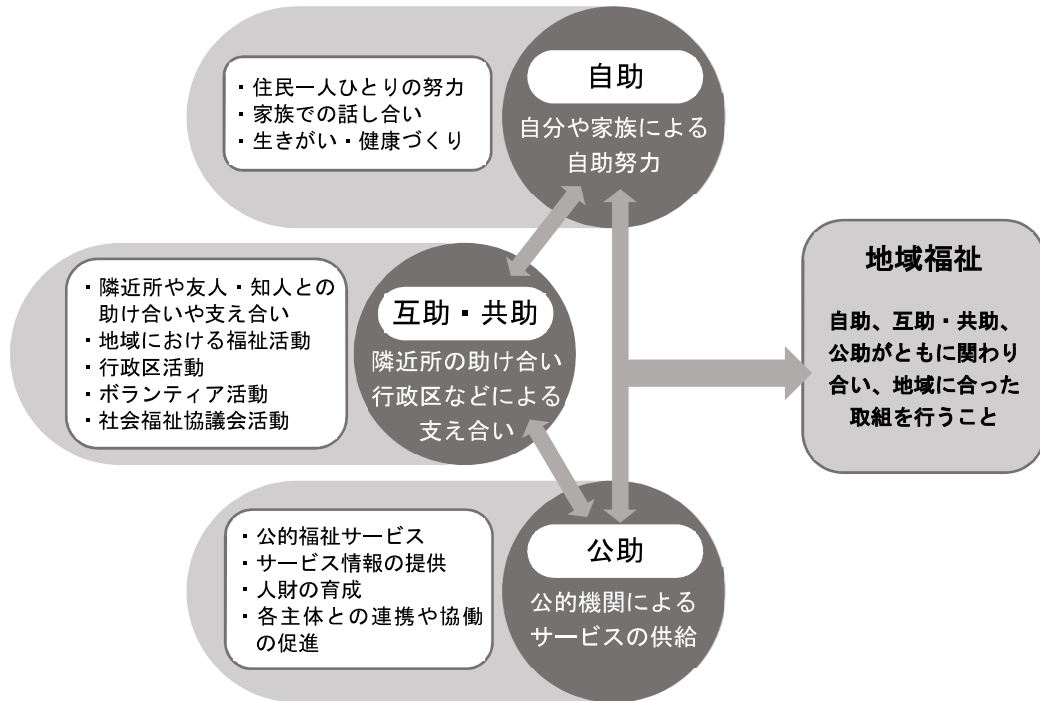
「地域共生社会」は、「地域の課題は地域で解決する」という気持ちを持つ住民が主体となり、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

今後も高齢化や福祉人財不足等が進む中、各福祉分野において本人の力や住民相互の力を引き出して、各種支援等を進めていくことが重要です。

住民の「自助」努力と、住民同士・地域での「互助・共助」が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる「公助」で補完することを基本に、地域のよいところ・資源を「互助・共助」の実践につなげます。

地域にある課題を認識して共有し、解決に向けての取組・事業の実施にあたっては本計画に基づき、具体的な方策を検討して取り組みます。

基本とする考え方



○「互助」により、地域の支援が必要な人・世帯を支える。

○個人の悩み＝地域の悩み。地域の課題は、地域で解決に取り組む。

○地域の中の交流や見守り活動や解決に向けて知恵を出し合う場を活用する。

3. 基本目標

基本目標 1 支え合いと交流の促進

福祉に関すること、高齢者や障がい者支援に関すること、ノーマライゼーション等を理解する力を養い、支え合い、福祉共有の意識を高めていけるように啓発に努めるとともに、地域に関わり、地域を支え合う人づくりに取り組みます。

地域での支え合いの仕組みづくりの基盤となる地域での交流活動を継続して推進し、支え合い活動の促進を目指します。

「自分でできることはなるべく自分で」、「地域でできることは地域で」をさらに啓発し、「我が事」の意識の啓発を図りながら、地域での活動に何か関わりを持っている住民を増やしていきます。

基本目標 2 地域ネットワークの構築

生活のしづらさや困難を抱える人の課題が複合化・複雑化しており、世帯全体で支援が必要なケースが増えています。これまでも担当課・関係課間で連携・調整を図りながら対応に努めてきましたが、より連携・調整が重要となっており、支援が必要な人とその世帯を支援する視点で関係課・関係機関とのネットワークを図りやすい体制を確立します。また、防災対策や地域の安全の確保についても、日頃からのつながりや活動の重要性がアンケート等で再認識されており、地域のネットワークを広げ、住民が安心して暮らせるコミュニティづくり・地域づくりを目指します。

基本目標 3 相談支援と福祉サービスの充実

子どもから高齢者、課題を抱える家族に寄り添う支援を目指して、ワンストップで対応できる総合的な相談体制と相談機能の強化を目指します。

住み慣れた地域の中で安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の立場に立った施策の推進を図ります。

福祉に関する情報提供については、提供手段・方法を検討しながら、継続してきめ細かな情報提供に努めます。

基本目標 4 安心・安全のまちづくりの推進

社会構造や暮らしの変化を踏まえながら、安心して暮らせる安全なまちづくりを目指し、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、平常時から地域が一体となった安全・安心の確保に関する取組を推進します。

4. 基本目標と施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
心 ふ れ あ い 笑 顔 か が や く と も に 築 く 豊 か な ま ち	1 支え合いと交流の促進	(1)住民間の交流促進 (2)住民の福祉意識の向上 (3)自主活動・ボランティア活動の促進 (4)高齢者や障がいのある人の社会参加の促進支援
	2 地域ネットワークの構築	(1)地域のネットワークづくり (2)住民・行政・事業者等の連携・協力体制の確立 (3)見守り体制と災害時要支援者対策の推進
	3 相談支援と福祉サービスの充実	(1)相談支援体制の充実 (2)情報提供の充実 (3)福祉サービスの確保と質の向上 (4)保健・医療、子育て支援、障がい福祉等サービスの推進 (5)移動手段の確保
	4 安心・安全のまちづくりの推進	(1)権利擁護支援の推進 (2)防災対策の推進 (3)地域で孤立し支援が必要な世帯の支援 (4)再犯防止や社会復帰のための取組の推進 (5)生活の場の確保 (6)ユニバーサルデザインのまちづくり

第4章 基本計画

基本目標 1 支え合いと交流の促進

(1) 住民間の交流促進

<現状・課題>

- プライバシー重視の生活様式が広がる一方で、孤立、虐待など潜在的な問題が表面化して社会問題となっています。一方で、身近な地域でのつながりやコミュニケーションの必要性を感じ、交流や居場所を求める声もあります。地域には支援を必要とする様々な人がいます。
- 様々な世代の地域住民が集まり、つながりがもてる活動を充実させることが必要です。しかし、活動の拠点施設とその活動を支援する人財が不足しています。
- アンケートでは、「顔を合わせればあいさつをする」人が半数を占め、隣組等への加入率も8割を超えるなど、地域づきあいをしている人が全体的には多いものの、年代により差異もみられ、地域活動の問題点として、中心人物の高齢化や活動する人の確保があげられています。
- 住民一人ひとりが、地域のつながりについて意識をもち、日頃から近所づきあいを大切にしていくことが必要です。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 自分からあいさつを心がけ、ご近所とのコミュニケーションを図ります。
- 近所づきあいを大切にして、日頃から助け合える関係をつくれます。
- 町内会の回覧などは手渡しを心がけるなど、顔を合わせる機会を増やします。
- 地域での交流会、イベントやいきいきサロン、老人クラブ、子育て交流などに積極的に参加します。誘われたり、声をかけられたら参加してみましょう。
- お祭りや防災避難訓練など、世代を超えて人が集まり、交流ができる機会をつくり、行事への参加を広く呼びかけます。

町の取組

- 隣近所とのつながりを大切にし、地域コミュニティの育成のため、様々な啓発を行います。
- 住民、こども園、学校、各種団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、高齢者施設・障がい者施設などの福祉施設、その他福祉関係団体との連携や協力のもとに、高齢者・障がい者・子どもが不安を感じたり孤立したりしないよう、地域で支え合う環境づくりに努めます。
- 住民同士の交流の場を創出し、地域への理解を深める取組を進めます。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
老人福祉センター	老人センターにはマッサージ機器や入浴施設を設置し、飲食等をする憩いのスペースがあり、高齢者の仲間づくり、生きがいづくり、健康増進や生活相談などの事業を行う。	保健福祉課 福祉係
町民プラザ	生涯学習や芸術文化活動の振興のため、魅力あるコミュニティ活動の拠点として利用を促進する。利用者の高齢化が進み、団体の構成人数が減ってきているため、新規団体の設立促進や情報発信などを充実させ、利用につなげていきたい。	教育委員会 町民プラザ
多世代交流の場づくり	陽だまり交流館は高齢者と児童が利用できる町で唯一の施設であり、小学校に近いことから、多くの児童が利用している。高齢者の教室を各種増やしたことから年々高齢者の利用者も増えている。今後の安定した利用者確保するため、町包括支援センターとのさらなる協働・連携をし、高齢者利用の促進を進める必要がある。また、旧幼稚園を母体としているため、各部屋が小さく多人数での活動が難しいので事業遂行には創意工夫が必要である。	保健福祉課 陽だまり交流館
川せがき	毎年8月18日に町の一大イベントとして、140年以上の歴史を持つ伝統の祭である「川せがき」を実施する。	産業振興課 商工係
レガッタ大会	利根川を活用した町独自のレガッタ大会を実施しており、中学生以上であれば参加できるようになっている。参加者の減少や使用している艇の老朽化などの課題があり、艇の修理や参加者増に向けた取組、また、熱中症対策も考慮し、開催時期の変更なども検討が必要である。	教育委員会 スポーツ振興係
こども園開放	未就園の子どもと保護者に、親子で楽しめる遊びや簡単な制作を行いながら、こども園のことを知り、保護者同士の交流・情報交換の場としても利用してもらう。今後も対象者への周知や、内容を工夫しながら事業を継続する。	教育委員会 総務係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
親子ふれあい交流事業	町内に居住する療育手帳を所持する親子の交流と親睦を図るもので、今後も継続予定である。
ひとり暮らし高齢者交流事業	町内に居住するひとり暮らし高齢者の社会的孤立感を和らげ、参加者同士のふれあいや交流を深めて、楽しい1日を過ごすことを目的に実施しており、今後も継続して実施する。
ふれあい福祉フェスティバル	各団体等による模擬店、展示コーナー、ステージ等の催し物を行い、社会福祉協議会の活動促進及びPRを図り、住民との交流を通じて、地域福祉の活性化を図ることを目的として開催するもので、コロナ禍で中止していたが、令和6年度から再開する。
社会福祉大会	令和6年度より、事業の見直しにより、式典・記念講演会の二部構成で開催しており、今度も同様に開催する。

事業	内 容
地域子育て支援拠点事業	身近な場所に親子が集まり相談や交流ができるよう月に1度行事を開催し、実状に応じた対応に努め、子育て家庭にとって大きな存在となるよう継続的に支援する。
子育てサロン（東地区：ぴよこ隊、西地区：えんじえるず）	子育て不安と親子の孤立化を予防するため、親子の交流事業として子育てサロンを実施する。参加する保護者が地域のリーダーとなり児童館を中心に活動を展開しており、今後も継続して実施する。
コミュニティカレッジ	ママとして主婦として女性として学びたい講座（アロマクラフト教室等）を企画運営するもので、今後の開催は未定である。
高齢者サロン（ふれあいサロン）	新型コロナウイルス感染症の拡大により事業を中止していたが、令和6年度から各地区サロンの判断により事業を再開している。地域住民交流・介護予防等を目的に、近所の人々やボランティアの協力を得て地域で交流の場への参加を促進する。

(2) 住民の福祉意識の向上

<現状・課題>

- 核家族化や少子化が進み、子どもを取り巻く環境が変化し、子どもの成長に影響を及ぼしています。子どもたちが地域の人々と日常的にふれあう機会も減少傾向で、地域の教育力・子育ての低下が懸念されており、家庭を中心に学校・地域が連携し、思いやりの心を育てることが大切です。
- アンケートでは、地域活動への参加意向は高く、関心のある人の受け皿を確保することが必要です。
- 地域福祉の推進には、子どもから大人まですべての住民が福祉についての理解を深める必要があります。

<施策の方向>

住民や地域の取組

- 住民、行政、事業所等を含む社会福祉関係団体、ボランティア団体、NPO法人、学校等が地域福祉に関する認識を共有します。
- 家庭や地域で福祉について知り、話し合える機会をもちます。
- 福祉に関心をもち、ボランティア講座や研修会に積極的に参加します。

町の取組

- 年齢に関わらず誰でも参加しやすい、福祉に関する講座や地域懇談会などを企画します。
- 地域福祉の担い手を育成するため、福祉教育の充実を図ります。
- 地域で活躍できるような仕組みや環境を整えます。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
福祉教育の推進	体験活動を取り入れた福祉・ボランティア活動や、学社連携「チャレンジ手帳」を活用した福祉・ボランティア活動を行う。また、特別支援学級設置校において、特別支援学校の子どもの交流を行う。今後も福祉教育の促進に取り組み、理解を深めるように努める。	教育委員会 生涯学習係
人権教育の推進	体験活動等を通じて児童生徒の人権感覚を養い、いじめや差別等、人権に関わる諸問題の解決に向けた実践力を育てる。今後も人権教育の促進に取り組み、実践力の向上に努める。	教育委員会 生涯学習係
ゲートキーパー養成講座	ゲートキーパー養成講座を開催し、住民の受講を促進する。民生委員・児童委員などの関係団体や町職員をはじめとして、計画的な講座開催と受講者の増大を図る。受講者へのアンケートを行い、理解度等を把握する。自殺対策に関する普及啓発を行い、地域で見守る体制づくりを推進する。	保健福祉課 福祉係
介護予防地域活動支援の担い手・地域コーディネーターの育成	介護予防事業や生活支援体制整備事業の担い手等の研修において、地域のセーフティネットの重要性を啓発し、ゲートキーパー養成講座や自殺予防に関する内容を取り入れる。	保健福祉課 地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。令和4年度から小学校4年生を対象にキッズサポーター養成講座を実施しているが、成人向けの認知症サポーター養成講座を開催し、地域の皆様に認知症についての正しい知識の普及・啓発に努める。	保健福祉課 地域包括支援センター
千代田町リーダーズクラブ	中高生を中心とした自主的ボランティアグループを組織し、地域のレクリエーション普及やボランティア活動を推進する。会員不足により未実施の状態だったが令和6年度に2名の加入があったことから活動再開に向けて準備をしているところである。今後様々な活動をしていくためには、会員を増やすことで実施内容に幅を持たせることができるので、対象となる学生たちにアプローチしていく。	教育委員会 生涯学習係
人権教育講演会	人権教育の普及・啓発を図るため、年1回人権教育講演会を開催する。	教育委員会 生涯学習係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
福祉教育の推進	様々な福祉体験学習等を通じて、子どもたちが自分を大切にするとともに、みんなも大切にし、助け合い・支えあい、「ふだんのくらしのしあわせ」を考え、「共に生きる社会を実現する」意識を高めるため、町や関係機関、団体や当事者と協働・連携しながら福祉教育を推進する(点字体験・手話体験・高齢者疑似体験・車いす、福祉車両体験・福祉施設訪問・ユニバーサルデザイン、ブラインドウォークなど)。今後も継続して実施する。

事 業	内 容
福祉教育推進ネットワーク会議	本町における福祉活動に関する課題や留意点などについて検討するとともに、福祉教育の活性化に向けて内容等を協議する。新型コロナウイルス感染症の影響により休止していたが、今後の再開を検討している。
街頭募金	「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマに、毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日の間、全国一斉に共同募金運動が開始されるにあたり共同募金会運営委員に協力をいただきながら、町内大型商業施設で、不特定多数の人に協力を呼びかけることにより共同募金運動の PR を図る。時代の流れにも沿いながら、募金方法や PR 方法等を研究していく。
イベント募金	「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマに、毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日の間、全国一斉に共同募金運動が開始されるにあたり、共同募金会運営委員会やボランティア等の協力をいただきながら、町のイベントにおいて住民に協力を呼びかけることにより、共同募金運動の PR を図る。イベントで運動できるように検討していく。
共同募金委員会運営委員会	群馬県共同募金会の定める諸計画に基づき、地域福祉の推進のため町支会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動を行うことを目的に共同募金委員会運営委員会を開催する。今後も継続して実施する。

(3) 自主活動・ボランティア活動の促進

<現状・課題>

- 少子化等により次世代を担う若者が減少していることから、生活スタイルや価値観の多様化などで住民同士の日頃のつながりが希薄になっており、ボランティア活動について、「時間がない」「機会がない」「情報がない」など、活動のための情報が十分に得られていません。
- アンケートでは、ボランティア活動の参加意向は「参加したい気持ちはあるが忙しくて参加できない」が41.8%と半数近くを占めています。ボランティアをしようと思っている人のきっかけづくり、地域ボランティアの育成・活動促進とボランティアニーズと実際の活動の調整が必要です。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 様々なボランティア活動に興味をもち、ボランティア講座などに積極的に参加します。
- 地域での福祉活動やボランティア活動について関心をもちます。
- 近所の人や友達などと誘い合い、ボランティア活動へ参加します。

町の取組

- ボランティア養成講座等を充実させるとともに、ボランティアが活動できるサロン、ボランティア活動のコーディネート機能等の拡充を図ります。
- 学校や町内事業所の地域福祉活動への参加促進を図ります。

○定年を迎えた方や若い世代の方など、ボランティア活動に興味や関心がありながら、参加の機会が得られなかった方々に、ボランティア活動のきっかけづくりとなる取組を行っています。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
介護予防サポーター養成事業	介護予防サポーターを中心に、介護予防教室・体操教室・ゴミ出し等のボランティア活動を実施している。ボランティア自身の介護予防・社会参加につながるため、今後も継続する。	保健福祉課 地域包括支援センター
ボランティア養成講座の開催	年1回千代田町、大泉町、邑楽町の3町合同で社会福祉協議会が中心となって行っているボランティアの確保・育成に向けて養成講座やボランティア活動について情報提供等を行う。	保健福祉課 福祉係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
各種ボランティア養成講座	ボランティア活動のきっかけづくりとして各種養成講座を開催し、受講者をボランティア活動の担い手として結びつける(手話奉仕員養成講座、朗読ボランティア養成講座、傾聴ボランティア養成講座、夏休み！ボランティアスクール等)。今後も継続して実施する。
手話奉仕員養成講習会	聴覚障がい者の生活や関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、基礎的な手話を習得し聴覚障がい者の良き理解者として広く奉仕活動を実践する「手話奉仕員」を養成する。今後も3町合同で、聴覚障害者福祉協会等の協力を得ながら講習会(入門及び基礎の2コース、全25回)を開催する。今後も継続して開催し、参加を促進する。
ボランティア連絡協議会への活動支援	地域高齢者見守り活動(友愛訪問)の実施及び 地域や町のイベント・行事への協力など、ボランティア活動を通して社会福祉に貢献し明るい町づくりに資することを目的に活動するボランティア連絡協議会に対し、活動支援及び連携強化を図る。
ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会広報紙やホームページなどを活用し、ボランティアに関する各種情報を周知する。また、手話奉仕員・朗読・傾聴ボランティアなど様々な講座を実施し、登録につなげていく。今後も継続して実施する。
ボランティアコーディネーター養成研修会への参加	ボランティアコーディネーター(ボランティア担当職員)を対象に、ボランティアコーディネーション、ボランティアマネジメントの基礎的な理念から具体的な実践のノウハウまで学ぶため、群馬県社会福祉協議会主催のボランティアコーディネーター養成研修会へ参加を検討する。
傾聴ボランティア(さくら会)への活動支援	「さくら会」は、ひとり暮らし高齢者など人と話す機会が少ない方との会話を通じて、相手の心に寄り添う傾聴ボランティア活動を実施している。毎月定例会を実施し、自立支援サービスセンターへの訪問も新たに増やすなど活動の場を広げている。今後も継続して実施する。

(4) 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

<現状・課題>

- 障がい者の自立と社会参加をさらに推進するため、就労支援や生活環境の整備などが求められています。
- アンケートの地域活動への参加意向は、「できる範囲で参加する（したい）」と「時間があるときに（できれば）参加する（したい）」が25%前後と多く、参加促進のためのきっかけづくりが必要です。
- 誰もがそれぞれのスタイルに合わせて社会との関わりをもち、地域で生き生きと暮らすことができる環境が求められています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 障がい者を理解し、尊重し、社会参加への手助け・支援に努めます。
- 自らが、地域福祉活動に関心をもち、活動への協力と参加をします。
- 今まで身につけた知識や技術、経験を、積極的に地域福祉活動に生かします。
- 地域でのコミュニケーションを大切にして、あいさつや声かけを心がけます。

町の取組

- 誰もが自立し、住み慣れた地域で生きがいに満ちた生活が送れるよう、地域活動や就労の場を確保し、社会参加の機会づくりに努めます。
- シルバー人材センター、ボランティアセンターと連携し、高齢者の就労・活動の場の確保や、交流の場としてサロン活動などへの活動支援を行っていきます。
- 障がいのある方が地域で様々な活動に参加できるように支援し、ともに活動し、交流できる機会を日常的に確保します。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
シルバー人材センター	健康で働く意欲のある 60 歳以上の住民が、長年培った経験や知識を生かした仕事をする。地元の公共団体、企業、家庭等からの仕事を請け負う。今後も社会福祉協議会に委託し実施する。	保健福祉課 地域包括支援センター
心身障がい児集団活動・訓練事業	学齢期にある心身障がい児に対し集団活動や社会適応訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性、社会性を育成し自立の促進を図る。	保健福祉課 福祉係
精神保健(精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談を実施する。こころの健康に関する相談について専門医が対応しており、今後も引き続き継続していく。	保健福祉課 健康推進係
精神保健(困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実)	困難事例対応精神障がい者(疑いを含む)及びその家族への個別支援の充実を図る。	保健福祉課 福祉係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
シルバー人材センターの運営	高齢者の豊かな知識・経験・技術を活用した就業機会の提供及び生きがいと社会参加を促進する。また、広報を強化し、広報ホームページなどで新規会員募集を周知して確保に努めるとともに、会員の安全就業の徹底と事故防止のための意識向上に努める。

基本目標 2 地域ネットワークの構築

(1) 地域のネットワークづくり

<現状・課題>

- 高齢や障がいに関わらず、誰もがその人らしい自立した生活を送るために、地域の様々な課題を解決しながら地域共生社会をつくっていく考え方が必要です。
- 地域生活課題が複合化・複雑化する中、既存の制度だけでは必要なサービスが受けられない場合が見受けられます。
- アンケートでは、手助けをしてほしい人として、「隣近所の人」、「友人・知人」が多く回答され、地域住民同士の支え合いが求められています。
- 地域での集まりの機会を通じて、自分たちのことは自分たちで、地域での関わり合いの大切さを周知・啓発する必要があります。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 住民、民生委員・児童委員による訪問や見守りを充実させ、高齢者などの孤立防止のためにボランティアによる支え合い活動に取り組んでいきます。
- 地域の福祉や生活課題解決に向けて、住民主体の見守りや支援活動を進めます。

町の取組

- 地域の相互扶助機能を向上させ、地域全体で課題を抱える人を支える体制づくりを進めます。
- 社会福祉協議会や区長会、各種団体と連携して、若年層や勤労者層、団塊世代などの様々な年齢層に働きかけ、地域福祉のリーダーとなる人財の発掘と育成に取り組みます。
- 地域生活課題を解決するための話し合いの場をつくり、地域課題を「我が事」と考え、誰もが地域活動に参加しやすい仕組みをつくれます。
- 各地区における自治会等での地域福祉活動、地域での見守り活動が展開されるよう活動を支援します。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	保健福祉課を要対協調整機関としてネットワークを形式。代表者会議を年2回、実務者会議を年3回、個別ケース検討会議を適宜開催、その他視察研修・講話等を実施している。関係機関との連携強化により、児童虐待を未然に防ぐ取組を推進する。	保健福祉課 子育て支援係

施策・事業	内 容	担当課
高齢者単身生活者見守り事業	6月1日を基準とした単身生活の 70 歳以上の高齢者宅の見守りを行う。	保健福祉課 地域包括支援センター
子どもの安全・安心パトロール事業	学校の登下校時に子どもたちが事件・事故に巻き込まれないようにボランティアによるパトロールを行う。パトロールボランティアの登録者は 30 人前後で維持しているが、今後は増加を図りたい。	教育委員会 総務係
「手をつなぐ親の会」の活動支援	登録介護人などを使い、日中の時間帯における一時的に預かる場の提供または宿泊施設の提供を行っている事業所への負担金の援助を行う。	保健福祉課 福祉係
子どもの安全安心推進事業（パトロール活動・啓発活動）	青少年育成推進員連絡協議会で、夏季・冬季・春季の休みの期間の夜間パトロール、子どもの安全・安心を確保するためのパトロール、安全マップの作成と更新を行う。今後もパトロールを継続し、青少年の健全育成に努める。	教育委員会 生涯学習係

< 社会福祉協議会 >

事 業	内 容
老人クラブの活動支援	老人クラブは、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行っており、社会福祉協議会が活動を支援している。会員が減少傾向であるが、今後も県老人クラブ連合会や邑楽郡老人クラブ連絡協議会と連携を図りながら、活動を支援していく。
身体障害者更生会の活動支援	障がい者福祉の向上を図るため、身体障害者更生会の活動を支援する。会員が減少傾向で、邑楽郡内で存続して活動しているのは本町と明和町のみとなっており、会員も高齢となり、会の運営が難しくなっているため、会の存続について検討が必要である。
心身障がい児者療育父母の会の活動支援	障がい者福祉の向上を図るため、心身障がい児者療育父母の会で、情報交換や親子・家族で物づくりを体験する取組（事業内容／日帰り研修、寄せ植え会など）を行っている。新規会員が増えるよう、活動 PR を図る。
母子会の活動支援	会員相互の連携と親睦を深めるため、日帰り研修、親子交流会などの事業を実施しており、母子会の活動を支援する。事業再開を計画する。
遺族会の活動支援	遺族会は戦没者の遺族によって構成され、会員相互の連携と親睦を深めることを目的に活動を行っている。会員の高齢化により会員数も減少している。
虹の会の活動支援	自立支援サービスセンターのほか、児童館、小学校等にも定期的な読み聞かせ活動を行っている「虹の会」へ社会福祉協議会で補助金を交付している。今後も継続して活動を支援する。
高齢者サロン（ふれあいサロン）	新型コロナウイルス感染症の拡大により事業を中止していたが、令和6年度から各地区サロンの判断により事業を再開している。地域住民交流・介護予防等を目的に、近所の人々やボランティアの協力を得て地域で交流の場への参加を促進する。

(2) 住民・行政・事業者等の連携・協力体制の確立

<現状・課題>

- 住民及び各種団体、サービス提供事業所、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担い、支援が必要な人を地域で支えられるような体制づくりが求められています。
- 地域で解決できない困難な課題には、関係機関と連携した解決ができる協力体制が必要です。
- アンケートでは、地域福祉の推進のために行政と地域の連携の必要性について、「行政と地域が協力しあい、共に取り組むべきだ」が52.0%、「行政の手の届かない課題には、地域が協力していくべきだ」が14.7%回答されています。
- 地域内のネットワークとともに、福祉関連機関との連携体制を拡充していきます。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 地域の福祉や生活課題解決に向けて、住民主体の見守りや支援活動を進めます。
- 地域で支援を必要としている人に情報を提供します。
- 無理のない範囲で住民参加型サービスに参加します。

町の取組

- 住民主体の活動では解決できない課題に対して、地域と専門機関・専門職と一緒に、広域的・専門的に課題解決に取り組むような重層的な地域福祉ネットワークの構築を進めます。
- 区長会や民生委員・児童委員、町社会福祉協議会などの団体、関係機関などとの連携協力により、福祉団体のネットワークづくりと活動支援に努めます。
- 利用者が利用しやすく、質の高いサービスが提供されるように、サービス提供事業者間のネットワーク化の支援と、町からの情報提供・町との情報共有などのネットワークづくりに努めます。
- 福祉施設・サービス事業所が地域にあることを生かして、福祉施設等の地域貢献活動を支援します。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
高齢者等の支援に係る地域づくり協定	高齢者等を支援する体制づくり(地域包括ケアシステムの構築)の一環として、介護保険事業所を中心に協定に基づき連携・協力いただき、認知症高齢者等の早期発見・保護、見守り支援、買い物支援等の仕組みづくりに関する協定を令和元年度 12 月に締結した。今後も高齢者等の支援に係る地域づくり協定に協力いただける団体があれば、随時協定の締結を依頼し、高齢者等を支援する体制づくり(地域包括ケアシステムの構築)を推進する。	保健福祉課 地域包括支援センター
住民とつくる協働のまち事業	住民と行政との間で、課題や問題意識、目的を共有し、それぞれの役割を担いながらパートナーシップをとり、対等な立場で町づくりに関する事業を提案、実行、推進を図る。	総合政策課 政策推進係
健康づくり推進協議会の開催	保健事業と健康づくり施策(こころの健康づくりを含む)を審議し、健康づくり推進のための協議会を開催し、健康づくりの推進及び保健衛生の向上に関する協議を行い、町民の健康づくりを総合的に推進していく。	保健福祉課 健康推進係
地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築を図る。	保健福祉課 福祉係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
社会福祉法人連絡会についての調査研究	法人同士が連携してまちづくりや社会貢献活動に取り組むためのネットワークとして、「社会福祉法人連絡会」について先進地の状況把握等に努め、調査研究を行う。

(3) 見守り体制と災害時要支援者対策の推進

<現状・課題>

- 災害発生時、自身で避難することが困難な人がいます。このような人々の避難誘導や安否の確認には、日頃からの見守り状況把握と情報共有が不可欠です。
- 「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時に支援が必要な人の情報を把握していますが、災害時に迅速に対応できる体制づくりが求められています。
- アンケートでは、近所の世帯に対してできる支援・協力では「あいさつや安否確認などの声かけ」、「話し相手」、「災害時の避難支援・安否確認」が多く回答されています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 日頃から地域の行事などを通じて交流を図るなど、隣近所との付き合いを大切にし、どこに要支援者が住んでいるかなど、顔の見える関係をつくれます。
- 日頃から住民同士のつながりや、助け合いの関係を築きます。
- 支援を必要とする人の把握や防災訓練など、災害時に備えて取り組みます。

町の取組

- 地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、区長会などと協力して、避難行動要支援者の把握及び情報共有を進めます。
- 避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難できる体制づくりに向け、支援の必要な人の把握と日頃からの見守り活動の推進に取り組みます。
- 日頃からの地域の行事などを通じた交流などにより、地域住民と協力し合いながら、お互いの顔の見える関係の構築を支援します。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
自主防災組織	各行政区単位等で自主防災組織の結成を促進する。現在 19 地区で自主防災組織が設置されているが、未設置地区について、設置に向けた情報提供を行い、全地区で設置されるよう対応していく。	総務課 危機管理室
避難行動要支援者避難支援等事業	災害時に自力避難が困難な要介護者や重度の身体障がい者等について名簿を自主防災組織、消防や警察等の避難支援等関係者と情報を共有することで、地域ぐるみでの避難支援体制を確立する。作成済の名簿は、定期的な更新をしながら継続していく。	保健福祉課 福祉係
緊急通報装置の貸与	健康に不安のある在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害時などの緊急事態の際に迅速で適切な対応を図り、生活不安の解消、人命の安全確保を図るため、救急通報センター（館林地区消防組合）に連絡される通報装置の貸与を行っている。ひとり暮らし高齢者調査時に、設置意向確認を行っており、緊急時に対応するため今後も継続する。	保健福祉課 地域包括支援センター

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
地域高齢者見守り活動（友愛訪問）	在宅の 85 歳以上の高齢者や給食サービス利用者に対し、月 1 回ふれあいや安否確認等を目的に対象者宅を訪問するお声がけ活動を令和 6 年度から再開する。（ボランティア連絡協議会）。

基本目標 3 相談支援と福祉サービスの充実

(1) 相談支援体制の充実

<現状・課題>

- 必要な福祉サービスを利用できるよう、住民が困ったときに相談に対応し、必要な福祉情報を伝える相談窓口の充実や、住民と行政、地域と支援関係者のネットワークづくりを進めることが求められています。
- アンケートでは、悩みや不安の相談先は「家族・親戚」、「友人・知人」が多く、「社会福祉協議会」や「役場の窓口」の回答はほとんどみられません。
- 高齢、障がい、子育て、生活困窮等の福祉分野ごとの相談体制では対応が困難な、複合化・複雑化しているケースが問題になっています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 福祉関係者、高齢者や障がいのある人とその家族などが福祉の動向や町の取組に関心をもち、支援の必要な人が身近に気軽に相談できるように支援します。
- 地域で困っている人がいたら、進んで声かけをします。
- 困りごと、悩みごとがあれば、一人で悩まず、家族やご近所、地域の民生委員・児童委員等へ相談します。

町の取組

- 子どもから高齢者まで、課題を抱える家族に寄り添う支援を目指して、初期の相談窓口で受け止め、適切に対応できる相談体制を目指します。
- サービスを必要とする人が必要な情報を得ることができるよう、広報やホームページ、パンフレット等で情報提供に努め、必要に応じ相談機関等につなぎます。
- 自立のために必要なサービスを適切に紹介し、各種相談体制を充実させ関係機関等との連携を図り、速やかな支援を図ります。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
法律相談	親子や夫婦の問題、相続の問題、金銭トラブル、土地・建物に関する問題などについて、弁護士に相談できる。	住民生活課 住民係
人権相談	法務大臣の委嘱を受けた民間の有識者「人権擁護委員」が、いじめ、体罰、性別などでの差別、家庭内や近隣とのめめごとなど、人権問題について相談に応じる。	住民生活課 住民係
行政相談	総務大臣から委嘱を受けた民間の有識者「行政相談委員」が、国・県・町の仕事や手続きなどについての苦情や意見、要望を聞き、問題解決のお手伝いをする。	住民生活課 住民係
福祉相談	暮らしの中の心配ごとや悩みに関する「心配ごと相談」、収入や家族のことなどに関する「生活相談」に対応する。	保健福祉課 福祉係
運動発達相談	乳幼児期において運動発達に心配のある子どもを対象に、専門職による相談を行い、子どもの発達を促すとともに、医療による支援が必要と判断された場合には医療機関等関係機関につなげている。	保健福祉課 健康推進係
幼児相談	1歳6か月頃～就学前までの運動・精神発達に心配のある子どもを対象に、専門職による相談を行い、子どもの発達を促すとともに、医療による支援が必要と判断された場合には医療機関等関係機関につなげている。	保健福祉課 健康推進係
こころの健康相談	年4回、精神科医による面接によりこころの健康相談を実施する。	保健福祉課 健康推進係
女性のための法律相談	子ども・子育てに関する諸問題を含めた様々な問題を抱える女性に対し、相談しやすいよう女性弁護士による法律相談を実施する。法律相談の需要は高く、気軽に相談できる環境は行政サービスに必要不可欠であることから、今後も継続予定である。	住民生活課 住民係
障がい者相談支援体制の充実	指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組む。また、地域相談支援体制の整備、充実を図る。	保健福祉課 福祉係
児童発達支援センターの設置	地域の通所サービスを利用している障がい児に対して支援を行うとともに、障がい児を預かる施設に対しても援助や助言を行う機関の設置を目指す。	保健福祉課 福祉係
千代田町健康ダイヤル	専門職による24時間体制の無料電話回線を設け、心身のことや育児の相談に対応する。町民が抱える心と体の心配事について、例年300件以上の相談があることから、健康増進と医療費抑制対策の一環として今後も継続実施する。	住民生活課 保険年金係
相談支援のネットワークづくりの推進	保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置しており、気軽に相談できる機会をつくる。支援が必要なケースや連携して対応する必要があるケースなどについて多課での連携、関係機関との連携を図る。令和6年度より設置のこども家庭センターで、母子保健と児童福祉の機能を一元化して妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援を行う。	保健福祉課 健康推進係

<社会福祉協議会>

事業	内 容
群馬県ふくし総合相談支援事業	群馬県ふくし総合相談支援事業に参加し、「なんでも福祉相談員」を兼任配置し、分野を問わず、生活や福祉に関する相談を受け止め、自法人・施設で対応できない相談については、本事業のネットワークを活用して適切な支援先へつなげ、これまで相談できなかった人たちへの支援の輪を創ることを目指す。今後も群馬県ふくし総合相談支援事業に参加し、「なんでも福祉相談員」を兼任配置し、様々な相談に対応する。
心配ごと相談	日常生活のなかで悩みや心配ごとがある方に対して、適切な助言、援助を行い安心して生活ができるよう相談支援を行うもので、今後も継続して実施する。

(2) 情報提供の充実

<現状・課題>

- 地域生活課題が複雑化する中、福祉サービスの内容も複雑になってきています。
- 必要なサービスを選んで使えるように、制度やサービスをわかりやすく伝えていく必要があります。
- アンケートでは、知りたい福祉の情報として「高齢者の支援や介護のこと」、「各種福祉サービスの利用方法」、「健康づくりや介護予防のこと」が多く回答されています。
- すべての住民が必要なときに必要な情報を得ることができ、一人ひとりの状況に合った福祉サービスを受けることができる仕組みが求められています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 「広報ちよだ」や「千代田町暮らしの便利帳」、「ちよだの福祉」、町や社会福祉協議会のホームページを活用します。
- 地域で支援を必要としている人に情報を提供します。
- サロンなどの地域の会合で有益な情報を参加者に伝え広げていきます。

町の取組

- 福祉サービスについて、必要な人が必要な支援を適切に選択し利用できるよう、よりわかりやすい情報提供に努め、利用を促進します。
- 各種相談窓口では、パンフレットやガイドブック等を窓口業務で有効に活用して、情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員が、訪問等の際に福祉サービスの情報を提供できるように、活動を支援します。
- 町で実施している施策や事業を説明し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行うとともに、個人情報の適正な管理に努めます。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
小児の健康に関する情報提供	新生児訪問等で小児の健康に関するパンフレット等を配布し、情報提供の充実を図る。	保健福祉課 健康推進係
障がい者向け福祉制度案内の配布	障がい者やその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介する冊子を作成・配布することにより、障がい者がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	保健福祉課 福祉係
リーフレット等の配布	訪問時等、必要に応じてうつ予防に関するリーフレットを配布し、知識の普及啓発を図る。	保健福祉課 福祉係
相談機関の周知	パンフレット等に相談できる場所を記載し、相談機関の周知を図る。	保健福祉課 福祉係
こころの健康相談及び館林保健福祉事務所での相談活動の周知	こころの健康相談等について広報をはじめ様々な媒体により周知を図る。	保健福祉課 健康推進係
母子保健推進活動	乳幼児健診未受診者への受診勧奨や母子保健の各制度の周知を図る。	保健福祉課 健康推進係
介護保険制度周知用パンフレットの作成	制度周知用にパンフレットを作成し、配布している。介護保険制度は3年に1度見直しされるため、制度改正に応じたパンフレット作成を行う。	保健福祉課 介護保険係
「相談センターたておう」による医療介護情報提供	委託事業による「相談センターたておう」から医療介護情報を提供している。1市5町の圏域で事業展開している。圏域で行うことで、自治体を越えた情報集約や連携が容易になり、利用者への利点も生まれている。医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けることができるよう、連携を図り、地域包括システムの構築を目指す。	保健福祉課 介護保険係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
ちよだの福祉発行	住民や法人・企業などの地域福祉に対する理解と関心を深めるため、社会福祉協議会活動やボランティア・各施設の情報をわかりやすく提供するとともに内容の充実にも努める。今後も継続して実施する。
ホームページ運営	通常事業の記載のほか、災害等による緊急時の周知についても対応するように図る。今後も継続して実施する。
SNS(公式ツイッター・公式フェイスブック)による情報発信	通常事業の記載のほか、災害等による緊急時の周知についても対応するように図る。今後も継続して実施する。
社会福祉協議会パンフレット作成	社会福祉協議会の活動内容が十分に認知されていない現状があり、社会福祉協議会の活動をPRしながら地域福祉への幅広い住民、法人、企業の参画と協力を促す。必要性を含め検討していく。

(3) 福祉サービスの確保と質の向上

<現状・課題>

- 施設入所型から在宅生活重視型への移行と、地域包括ケアを推進していく中で、介護・医療の分野だけでは対応しきれない課題が増えています。
- 高齢者、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスのさらなる充実が求められています。
- アンケートでは、福祉サービスを利用して不満を感じたことのある人は1割強みられます。
- 公的なサービスだけでなく、住民同士の支え合いによって支援が届く仕組みをつくっていく必要があります。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 地域で支援を必要としている人に情報を提供します。
- ひとり暮らしや認知症などの高齢者の見守りをを行います。

町の取組

- 地域の課題、福祉の共有を図り、多様で柔軟なサービスの提供体制を目指し、町内の福祉サービス事業等への情報提供やサービスの必要性・提供体制について検討します。
- サービス及び事業の質の向上に向けて、サービス事業所の職員研修や外部評価の導入などを支援します。また、サービス事業所の事業が適正かつ円滑に行われるよう、県と連携を図ります。
- サービス及び事業に関する苦情受け付けは、各サービス事業所に苦情処理体制の構築を義務づけ、適切な運用を指導します。第三者が公正かつ中立の立場で行う福祉サービス第三者評価事業の推進を図ります。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
認知症徘徊高齢者等徘徊探知機器貸与事業	徘徊高齢者または障がい者を在宅で介護している介護者の方に、徘徊探知機器を無償で貸与し、介護者の負担の軽減を図る。	保健福祉課 地域包括支援センター
在宅ねたきり高齢者等出張理・美容サービス事業	在宅ねたきり高齢者等の衛生的で快適な生活の維持向上を図るため、理容師または美容師が自宅を訪問する際の出張費相当額1回当たり2,500円(年間上限4回)を助成する。	保健福祉課 地域包括支援センター
町職員の研修事業	町職員研修において、人権に関することや自殺対策に関する内容を取り入れる。	総務課 行政係

施策・事業	内 容	担当課
地域保健スタッフの資質向上の取組	自殺対策に関する研修会への保健師や担当職員の参加を促進し、職員等の資質向上を図る。 介護予防や食育などの活動に関わっている人に、自殺対策等の研修への参加を促進するとともに、地域での活動の中で啓発機会を確保する。	保健福祉課 健康推進係
メンタルヘルス対策研修	町職員全員を対象にメンタルヘルス対策研修を実施する。	総務課 行政係
障がい福祉サービスに関する事務	障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努める。障がい福祉・介護給付、訓練等給付を行う。	保健福祉課 福祉係
介護保険サービスに関する事務	要介護高齢者が必要な介護保険サービスを利用できるよう、認定・給付を行う。	保健福祉課 介護保険係
老人福祉施設整備事業補助金	社会福祉法人が老人福祉施設を整備する事業に対し、補助金を交付し、介護保険サービスの安定的な供給に資する。	保健福祉課 介護保険係
各種計画の実施推進・管理	障がい者、児童の関連計画を推進し、福祉サービスの確保に努める。	保健福祉課 福祉係 子育て支援係

< 社会福祉協議会 >

事 業	内 容
あんしん福祉サービス事業	住民の参加と協力により、相互扶助を積極的に推進し、在宅で日常生活の支援を必要としている高齢者や障がい者（児）、妊産婦等に対して生活支援サービスの提供を行い、地域住民がお互いに支えあう住民参加型の在宅福祉サービスを実施する。近年の傾向として、ひとり暮らし高齢者からの、ゴミ出しの依頼が多い。
介護職員初任者研修	介護業務を行うことができる人財職員確保を図ることを目的とした研修を、千代田町・大泉町・邑楽町の3町共催で開催する。近年受講者が少ないため、事業の見直しが必要である。
第三者委員会の設置	利用者からの苦情に対し、適切に対応し解決に努めるため、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、第三者委員を設置する。
社協発展計画の策定検討	社協発展計画は、地域福祉を推進する中核的な団体としての事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取組を明示するものである。 社会福祉諸制度、地域の福祉課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取組状況などの外部環境や社会福祉協議会の組織の体制、事業の内容、職員等の事業推進体制、財務状況を十分把握・検討した上で策定を検討していく。先進地の状況把握等に努め、調査研究を行う。

(4) 保健・医療、子育て支援、障がい福祉等サービスの推進

<現状・課題>

- 幼少期から成人に至るまで、すべての成長段階で障がいのある人の生活を支援するために、関係機関が連携して支援をする体制の充実が必要です。
- 家庭環境の変化により、子育ては個人や家庭だけでは対応できなくなってきています。今後、子どもが健やかに育つために、住民が一体となって地域全体で子どもを見守っていく環境づくりが求められています。
- 少子高齢化や核家族化の進行によって家族を頼りにできない高齢者も増えています。誰もが安心して暮らすことができるよう、様々な生活支援サービスの充実と地域全体で応援する仕組みづくりが求められています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 障がい者を理解し、尊重し、社会参加への手助け・支援に努めます。
- ひとり暮らしや認知症などの高齢者の見守りをを行います。
- 子どもや子育てに関心と理解をもち、親が子どもを健やかに育成できるよう、あたたかく見守る環境づくりに努めます。

町の取組

- 町に即した地域包括ケアシステム構築の深化・推進を目指して、各種福祉施策を推進し、誰もが地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの状況に応じて寄り添い型の支援を目指します。このため、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等に基づき推進します。
- 高齢者、障がい者、子どもなどすべての住民が地域で安心して生活できるように、各分野の福祉サービスの充実を図るとともに、共通して取り組む施策を推進します。
- 「千代田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもが尊重され、健やかに成長できるよう、専門的な相談支援体制を強化するとともに、子育て家庭を支援していきます。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
自立支援サービスセンターの運営	介護保険法に規定する「要支援」と認定された高齢者等に対し、社会的孤立感の解消や生活の助長及び介護状態に陥ることを予防するため、様々なプログラムの「介護予防事業」を実施する。利用者拡大を図るため、広報紙やパンフレットを活用しながらPRし、時代に即した事業を展開していく。	保健福祉課 地域包括支援センター
保健センターの運営	乳幼児から高齢者まで全ての人が生活習慣病予防等の健康づくりに取り組めるよう支援していく。	保健福祉課 健康推進係

施策・事業	内 容	担当課
こども家庭センターの運営	専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から出産・子育て期にわたり、妊娠・出産・育児などに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。 令和6年度からはこども家庭センターを設置し、児童福祉、母子保健の各部門が情報を共有しながら切れ目なく支援をしていく。	保健福祉課 健康推進係
福祉医療費の給付	重度障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児を対象に、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすい環境をつくり、健康の保持及び福祉の増進を図る。	住民生活課 保険年金係
学生服や体操着等のリユース事業	不要になった学生服や体操着等を集め、必要とする子どもたちへ提供することで家庭の負担を軽減し、分け隔てない学校生活を支援するとともに、使えるものをゴミとせず、再利用することでさらなる循環型社会を目指す。	住民生活課 エコ推進係
「救急医療情報キット」の配布	ひとり暮らし高齢者調査時に、新規対象者に配布している。救急搬送時、円滑な情報把握が可能となるため今後も継続する。	保健福祉課 地域包括支援センター

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
自立支援サービスセンターの充実	介護保険法に規定する「要支援」と認定された高齢者等に対し、社会的孤立感の解消や生活の助長及び介護状態に陥ることを予防するため、様々なプログラムの「介護予防事業」を実施する。施設や事業内容の周知を図り、利用者増に努め、引き続き介護予防事業を実施していく予定である。
在宅介護用品購入費助成事業	在宅の寝たきり高齢者等に対し、介護用品購入代金を助成ことにより、経済的負担を軽減するとともに在宅生活の支援を図ることを目的とする(R3年4月事業開始)。今後も継続していく予定である。
老人福祉センターの充実	老人福祉センター従来の機能のほか、保健センターとの複合化することにより、健康づくりの拠点としての機能も加え、利用者の増加を目指す。今後も継続して実施する。
児童センター・児童館の充実	乳幼児から高校生までが利用できる地域の交流・活動の拠点として、地域の住民と子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることを目指す。
ランドセル来館事業	ランドセル来館事業は児童センター・児童館・家庭・学校が子どもの居場所を把握することを前提にして、放課後に直接児童センター・児童館を利用できる仕組み。学童クラブへの入所基準に満たない、一時的な保護者の不在にも対応し「定期・不定期・緊急一時利用」などの方法も整備し保護者側のニーズに合うものに近づけている。利用時間は、児童館の開館時間内(17:30 まで)であるが、無料のため利用者は多い。ただし、西地区は小学校と児童センターが離れているため、東地区に比べ児童数に対し利用率は低い。

(5) 移動手段の確保

<現状・課題>

- 外出できない、買い物や通院に支援が必要な高齢者や障がい者が多くなっています。
- 移動支援や買物支援の取組を行っていますが、日常生活や社会参加等に関連する課題となっています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 隣近所で外出が困難な人に対して、できる範囲での協力・支援を心がけます。困ったときに助けてと伝えられるご近所づきあいをします。
- 高齢者、障がい者のゴミ捨て、買物支援など、地域でちょっとした支援・協力を心がけます。
- 買物支援の取組やバスの利用等について知り、利用を促進します。
- 地域ぐるみによる活発な交通安全活動を行ったり、交通安全教室に参加したりして交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めます。

町の取組

- 高齢者や障がいのある人など、自分ひとりでの移動が困難な人などの生活を支えるため、医療機関などへの交通手段の確保と移動支援の推進に努めます。
- 施設通所・通院交通費補助や外出支援サービスの周知を図り、障がいのある人の外出を支援します。福祉タクシー利用券等の助成事業、自動車改造費助成事業の周知を引き続き継続します。
- 警察をはじめとする関係機関や民間団体と連携して、高齢者や子どもなどの各世代に応じた交通安全教育の推進に努めます。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
じん臓機能障がい者等通院交通費補助	腎臓または小腸の機能に障がい有する方が障がいに基づく症状を軽減または除去する目的で医療機関において、人工透析療法または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費の一部補助を行う。	保健福祉課福祉係
車いす昇降機能付車両貸出	社会福祉協議会にて車いすに乗ったままで乗車できる昇降機能を搭載した福祉車両を無料で貸出を行っており、小旅行や冠婚葬祭などに無理なく参加できるように支援する。	保健福祉課福祉係
有料道路通行料の減免手続き	身体障がい者本人または介護者が運転し、通行する有料道路の料金の5割以下を減免する手続きを行う。	保健福祉課福祉係
介護用車両購入費等補助事業	在宅生活しているねたきり等の要介護高齢者または身体障がい者等が外出するために必要な車いす仕様等車両の購入または改造に要する費用の一部を補助する。	保健福祉課地域包括支援センター

施策・事業	内 容	担当課
身体障害者自動車改造費補助事業	身体障がい者の自立更生を促進するため、上肢、下肢または体幹機能の障がい者が所有し運転しようとする自動車を当該障がい者の運転しやすいように手動装置等に改造する場合、それに要する経費に対し補助金の交付を行う。	保健福祉課 福祉係
高齢者等歩行補助用電動車等購入費補助事業	高齢または身体障がいのため歩行等困難な方の自力による移動を容易にして外出機会を確保するため、歩行補助用電動車等の購入費の一部を補助する。また、免許返納者への補助金上乘せも行っている。	保健福祉課 地域包括支援センター
交通安全施設の整備	町内全町道において、交通事故が発生する危険性の高い箇所及び交通事故の多い箇所を調査し、交通安全施設の新設補修工事を実施し、交通事故撲滅を図る。 交通安全施設について、危険性の高い箇所など優先順位を設け、適時補修等実施している。	総務課 危機管理室
都市計画道路整備事業	まちづくりの骨格となる都市計画道路を整備することにより、歩道の新設や拡幅をすることで、安全で快適な歩行空間を確保する。令和6年度末の完成を目指している。完成後は、新たな都市計画道路事業に取り組んでいく。	建設下水道課 土木管理室
福祉タクシー利用券等助成事業	在宅において日常生活に必要な交通の便又は買物機会が確保されていない方が、タクシー等の利用に要した経費又は移動販売事業者の移動販売専用の車両において買物に要した経費の一部を助成する。	保健福祉課 地域包括支援センター

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
福祉車両あいあい号貸出し事業	車いすを必要とする高齢者や障がいを持つ方等へ車いす昇降装置付自動車（リフト付き自動車）等の貸出しを行い、車いす利用者の方の通院や買い物など日常生活の利便性を図るとともに、行事やレクリエーション等に積極的に参加する機会を確保し、在宅福祉の増進を図る。電動リフト付あいあい号については、導入後 24 年経過しているため、入替時期となっている。
老人福祉センター送迎ワゴン車運行（デマンド）	老人福祉センター利用者の希望者に対し、デマンドで無料送迎を行う。今後も継続していく予定である。
あんしん福祉サービス事業	住民の参加と協力により、相互扶助を積極的に推進し、在宅で日常生活の支援を必要としている高齢者や障がい者（児）、妊産婦等に対して生活支援サービスの提供を行い、地域住民がお互いに支えあう住民参加型の在宅福祉サービスを実施する。近年の傾向として、ひとり暮らし高齢者からの、ゴミ出しの依頼が多い。
高齢者買い物ツアー事業	老人福祉センター巡回車両を利用し、買い物に行くことが困難な高齢者等を対象に買い物事業を実施し、買い物支援を図る。今後も継続していく予定である。

基本目標 4 安心・安全のまちづくりの推進

(1) 権利擁護支援の推進（千代田町成年後見制度利用促進基本計画）

<現状・課題>

- 高齢や認知症、障がいなどにより、自身で物事を判断することが難しい人が増えており、今後も増えることが考えられます。また、相談内容が複雑・多様化しているため、各相談機関の専門性の向上が必要となってきました。
- 幼児や高齢者、障がいのある人などの配慮や支援が必要な人に対して、家庭内や福祉施設等で不当な扱いを受けたり、虐待等による被害を受けることがあり、防止対策と被害を受けた場合の支援体制の強化が重要となっています。
- 高齢者のアンケートでは認知症に関する不安が大きいことが伺えますが、成年後見制度の認知度は、「言葉は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」が4割程度、「言葉も聞いたことがないし、制度もまったく知らない」が3割となっており、一層の周知が必要です。
- 誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援、成年後見制度の理解や活用、推進が重要となっています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 近隣とのコミュニケーションを心がけ、見守りと支え合いにより、虐待等の早期発見に努め、高齢者や障がい者、子どもなどに対する虐待等の疑いのある状況を見かけたら、町や関係機関に通報や相談をします。
- 将来を見据え、成年後見制度への関心をもちます。

町の取組

- 一人ひとりの人権に対する意識を高め、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人の権利が守られる地域づくりを推進します。
- 虐待の早期発見・防止のため、関係機関との連携体制の充実を図るとともに、地域との連携体制を確保します。
- 成年後見制度の利用促進及び諸課題の解決のため、県をはじめ、他市町や関係機関と協議会を設置し、権利擁護の相談・支援体制の充実を図ります。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
成年後見制度利用支援事業	認知症等で判断能力が低下している介護が必要な高齢者、身体または知的の障がいにより判断能力が低下している障がいのある人で家族等の身寄りがない方が、成年後見制度の利用の申立て等で特に必要がある場合に町長が申し立てを行い、その有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができるように利用を支援する。	保健福祉課 地域包括支援センター
障がい者虐待防止の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置を図る。	保健福祉課 福祉係
高齢者虐待防止の対応	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の設置を図る。	保健福祉課 地域包括支援センター
群馬県ルールに基づく児童虐待防止対策の推進	虐待の疑いの通報に対して、児童相談所と連携し24時間以内に確認し、必要な支援、介入を行う。 児童相談所に通告が直接あった場合、関係機関において子どもの安全を確認する。最優先されるべき子どもの安全確認に際しては、機関の枠を超え各機関と協力する。	保健福祉課 子育て支援係
千代田町要保護児童対策地域協議会の設置	保護の必要な児童等に関する情報共有を図るとともに、児童等への支援の内容に関する協議も行う。代表者会議を年2回、実務者会議を年3回、個別ケース検討会議を適宜開催、その他視察研修・講話等を実施している。管内警察署、児童相談所、保健福祉事務所等の代表者・実務担当者も各種会議に参加している。 保健福祉課を要対協調整機関としてネットワークを形成する。関係機関との連携強化により、児童虐待を未然に防ぐ取組を推進する。	保健福祉課 子育て支援係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、地域において安心して自立した生活が送れるように利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類預かり等を行う。今後も継続して実施する。
成年後見制度について調査研究	判断能力が不十分な人に代わり弁護士や司法書士、親族らが財産の管理や福祉関連の手続きなどを行うことができる成年後見制度について、関係機関と連携を図りながら、制度について調査研究を行う。

(2) 防災対策の推進

<現状・課題>

- 東日本大震災以降、住民の防災に対する意識が高まっています。被害を最小限にとどめるためには、地域における防災力を高め、住民一人ひとりの防災に対する意識の向上が必要です。
- アンケートでは、災害に対する不安が増大しており、地域の課題としてあげられています。防災対策として地域の活動で重要だということとして、「隣近所での声のかけあい」、「避難場所・施設の環境整備」、「災害時に援助が必要な人の情報の共有」、「相互に安否を確認できる体制づくり」が多く回答されています。
- 水害や地震自然災害を想定した地域防災の取組が重要となっており、避難に支援が必要な人の支援体制を確保していくことが課題です。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 日頃から地域の行事などを通じて交流を図るなど、隣近所との付き合いを大切にし、顔の見える関係をつくれます。
- 自分の身は自分で守るという意識をもって防災に関する知識を深め、身の回りで実践するとともに、地域での協力体制の確立に努めます。
- 自主防災組織結成や防災訓練に積極的に参加します。

町の取組

- 地域で実施している避難訓練に、地域の住民の参加を促進します。高齢者、障がいのある人、子ども等も安心して参加できる防災訓練の実施を図ります。
- 住民の災害に対する不安が大きいことから、災害に対する正しい知識の普及、避難場所の啓発、災害備蓄の推進、自主防災組織の結成及び活動の支援などを行います。
- 避難に支援が必要な人の支援体制として、避難行動要支援者名簿の作成・更新に努めます。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
安全安心メール	住民を犯罪から守るため、不審者情報、振り込め詐欺や還付金詐欺等の防犯情報をはじめ、地域の安全に関する情報を登録者の携帯電話等へメールを配信するサービスを実施しており、登録を促進するため、周知を行っていく。	総務課 危機管理室
防災協定	災害時に協力いただけるよう、様々な分野の民間企業と順次防災協定の締結を推進する。	総務課 危機管理室
避難行動要支援者名簿の作成の推進	避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を定期的に更新していく。	保健福祉課 福祉係
福祉避難所の確保	高齢や障がい等で避難生活に配慮が必要な人が円滑に避難でき、必要な支援ができるように、町内2箇所の施設を福祉避難所に指定している。町内施設や県の施設など福祉避難所として利用可能な施設の洗い出しを行い確保に努め、必要な備蓄を進める。	総務課 危機管理室

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成	千代田町において大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターの立ち上げ、設置が必要と判断された際、センター運営が円滑に行われるようマニュアルを検討し作成する。今後も継続して実施する。

(3) 地域で孤立し支援が必要な世帯の支援

<現状・課題>

- 虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といった様々な社会課題や生活課題が発生しており、これまで以上に社会的孤立のリスクが高まってきています。
- 支援や関わりが必要な子ども・家庭が潜在的に増加しており、地域で孤立しないように地域が関わりながら見守ることや相談につなぎやすくする必要があります。
- 行政が関係機関と連携し、虐待やDV問題への迅速かつ確実な対応を図ることが求められています。
- 再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組が示されており、安心安全の地域づくりと地域での孤立防止に取り組んでいく必要があります。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 日頃から、近隣とのコミュニケーションを心がけ、見守りにより、虐待等の早期発見に努め、高齢者や障がい者、子どもなどに対する虐待等の疑いのある状況を見かけたら、関係機関へ通報や相談をします。
- 人権尊重の意識を高めます。

町の取組

- 民生委員・児童委員等と連携を図りながら、その対象となり得る人の早期の情報把握に努めます。
- 経済的困窮者のみならず社会的孤立状態にある者、表出されていない課題も含めて複合した課題を抱える者やその世帯に対し、必要な福祉サービス、住まい、就労への支援を行うなど、地域での生活を可能にするための生活困窮者自立支援制度等の確実な運用を図ります。
- 身近な相談窓口として、保健福祉課や地域包括支援センター、こども家庭センターを設置し、迅速で適切な対応に努めるとともに、相談窓口について住民に周知を図ります。
- 生活困窮世帯に対しては、就労支援等と合わせて居住環境の提供に努めます。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
こども家庭センターの運営(再掲)	専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から出産・子育て期にわたり、妊娠・出産・育児などに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定を行う。 令和6年度からはこども家庭センターを設置し、児童福祉、母子保健の各部門が情報を共有しながら切れ目なく支援をしていく。	保健福祉課 健康推進係
ひとり親家庭等の児童の進学及び就職支度金支給	町内に居住するひとり親家庭及びそれに準ずる家庭の児童が進学または就職するときに支度金を支給する。	保健福祉課 子育て支援係
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)へのつなぎ業務	自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業等へのつなぎ業務を行う。 生活困窮者自立支援事業を行っている社会福祉協議会と連携をとって業務を行う。	保健福祉課 福祉係
消費生活センター委託事業	町広報紙へ毎月、悪質商法等の被害防止に関する情報を掲載し注意喚起を実施している。 大泉町との協同により消費生活センターの運営を継続し、毎年新たな手口の詐欺が増加している中で、地域住民が被害に遭わないよう、相談窓口の利用促進及び未然防止策の啓発事業に今後も努めていく。	産業振興課 商工係

<社会福祉協議会>

事 業	内 容
生活困窮者自立支援事業	町内に居住する生活困窮者等に対して相談支援を行い、生活保護に至る前の段階での自立支援策を強化し、相談支援員や関係機関と連携を図りながら就労支援や生活支援を通じて自立の促進を図る。今後も継続していく予定である。
生活福祉資金貸付事業	町内に居住する生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付と必要な相談支援を行う。県社会福祉協議会と連携を図り、経済的自立や生活意欲の助長促進等が図れると認められる方に対して貸付を行う。今後も継続して実施する
たすけあい金庫貸付事業	町内に居住する低所得者に対して応急的な小口生活資金の貸付を行い、経済的自立、生活意欲の助長及び福祉の増進を図ることを目的に貸付を行う。貸付対象にならない方でも相談を受けて、次の支援機関などにつなげる。必要性を含め検討していく。

(4) 再犯防止や社会復帰のための取組の推進（千代田町再犯防止推進計画）

<現状・課題>

- 千代田町再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として位置づけます。第2次群馬県再犯防止推進計画に基づき、本町の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることを防止するとともに、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指していきます。
- アンケートでは、保護司の「名称も活動内容も知っている」が40.9%、また「名称は聞いたことがあるが活動内容は知らない」が33.1%にとどまっています。
- また、国が法律を作って再犯防止対策を推進していることを「知らない」が42.7%、「言葉は聞いたことがあるが内容は知らない」が42.2%と同程度で認知度は低い状況です。
- さらに、再犯防止対策のために必要なことでは、「刑事司法関係機関による一人ひとりに応じた指導や支援をする」が46.2%、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」が41.6%と、比較的多くの回答がされています。
- 犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多くいます。刑事司法手続が終了した後も続く、地域の関係機関が連携した息の長い社会復帰支援が必要です。
- 再犯防止や立ち直り支援活動は、保護司や更生保護女性会員を始めとした民間ボランティア、関係機関・団体等に支えられています。一方、これらの民間ボランティアの担い手不足が大きな課題であり、保護司や更生保護女性会の認知度が低いことも要因に上げられています。そのため、これら民間ボランティアの活動に対する支援が必要です。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 再犯防止対策に関することや、保護司や更生保護女性会員などの民間ボランティアの活動についての理解を深めます。

町の取組

- 罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、地域における再犯防止の認識を高め、必要な支援施策の活用を促進します。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
国・県・民間団体等との連携強化	国の「第二次再犯防止推進計画」や「第2次群馬県再犯防止推進計画」に基づき、千代田町として行うべき取組を推進するとともに、犯罪や非行を防止した人の立ち直り支援や再犯防止を推進するため、国、県、関係機関・団体等との連携を強化する。	保健福祉課 福祉係
再犯防止に関する啓発	“社会を明るくする運動”を通じて、犯罪や非行の防止、犯罪等をした人の立ち直り支援、再犯防止に関する意識の啓発を図る。	保健福祉課 福祉係
民間協力者の活動の促進	保護司、更生保護女性会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアや関係団体との情報共有・連携を図り、その取組を推進するための支援を充実させる。	保健福祉課 福祉係
保健医療・福祉サービスの利用促進	サービスや支援が必要な人に支援が届くように、保健医療・福祉サービスの利用を促進する。	保健福祉課 福祉係
就労・住居の確保	生活に困窮している人が自立できるよう、就労支援や居住環境の提供を推進する。	保健福祉課 福祉係
学校等における修学支援の実施等	千代田町内で活動する保護司や更生保護女性会員を中心として薬物乱用防止教室を開催するほか、「社会を明るくする運動 作文コンテスト」に、千代田町の小・中学校の児童・生徒に参加してもらい、犯罪や非行のない地域作りについて考えるきっかけ作りに努める。 学校中退などで学校を離れることになった人から再学習等についての相談があった場合は、相談に応じ、適切な機関につながるよう支援する。	保健福祉課 福祉係
支援施策の活用促進	必要なサービスを利用して地域で自立した生活を送れるように、各種保健福祉サービスについて周知を図るとともに、相談支援につながる取組を推進する。	保健福祉課 福祉係

(5) 生活の場の確保

<現状・課題>

- いつまでも住み続けたい地域として、地域の安全を地域で守っていく取組が求められます。
- 障がいのある人や高齢者の生活の基盤、生活の質向上のため、就業や学習活動、交流活動などに意欲的に参加できる環境づくりが重要であり、住まいの確保も課題の一つとなっています。
- 福祉ニーズが増大する一方で、福祉サービス提供体制は担い手の確保とあわせて課題となっています。介護福祉人財の確保・育成とあわせて、多様で柔軟なサービスの提供方法などを検討する必要があります。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 日頃から住民同士のつながりや、助け合いの関係を築きます。

町の取組

- 可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくためには、高齢者や障がいのある方で身体や生活の状況で住宅改修が必要な方には、福祉サービス等を提供し、住み慣れた地域での生活を支援します。空き家の活用、多様な住まい、泊まりの場などについて検討します。
- 高齢者や障がいのある人が、住み慣れた住まいで生活できるように、住宅改修や日常生活用具の活用により住宅のバリアフリー化を図り、住みやすい住環境となるように支援します。
- 支援が必要な高齢者や障がいのある人が可能な限り地域で自立して暮らせるように、グループホームやサービス付き高齢者住宅等多様な生活の場の確保について、長期的な視点で検討し、確保を目指します。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
補装具の購入・修理	日常生活や職業生活をしやすくするために、義肢、車いすなどの補装具を購入または修理費用を補助する。	保健福祉課 福祉係
日常生活用具の給付	在宅の重度身体障がい者に対し、入浴補助用具やストマ装具などの日常生活用具を給付する。 身体または療育手帳を所持し対象条件に該当する方へストマ用装具、音声腕時計等の日常生活用具を支給する。	保健福祉課 福祉係
重度身体障害者(児)住宅改造費	玄関、浴室、トイレなどを改造する費用の一部を負担する。	保健福祉課 福祉係

施策・事業	内 容	担当課
障害者総合支援制度	障がいのある人等に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訪問サービスや療育介護、短期入所や、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス利用に対して必要な給付を行う。児童の新規申請が増加しており、近隣の事業所でも受入が難しくなっている。	保健福祉課 福祉係
身体障害児補装具交付・修理	町内在住の身体障害者手帳を保持している障がい児に補装具の交付・修理を行う。	保健福祉課 福祉係
地域生活支援拠点の設置	「親亡き後」に備え、地域で障がい者の生活を支援する拠点を令和4年度から館林圏域で実施している。今後は、業務委託内容の見直しや、緊急時の新たな受入先を確保することが必要と思われる。	保健福祉課 福祉係
地域自立支援協議会	圏域の自治体、関係機関で組織しており、連携を図り、地域の障がい児等への支援体制に関する情報を共有し、支援体制の充実に向けて協議する。	保健福祉課 福祉係
生活支援体制整備事業	日常生活を行う上で支援が必要な高齢者等が、住み慣れた地域で生活を継続していくために必要な生活支援体制の調査を行っていく。また生活支援コーディネーターが支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、連携しながら支援体制の充実・強化を図る。	保健福祉課 地域包括支援センター
認知症支援事業	保健師、社会福祉士の資格を有する者が、認知症の可能性のある人を把握・訪問し、状態に応じて適正な医療や介護サービスにつなげる。また、必要に応じて認知症疾患医療センターのアウトリーチチームと協働して、認知症の人とその家族の支援を行う。	保健福祉課 地域包括支援センター
粗大ごみ回収事業	ごみステーションにおいて収集をしていない粗大ごみを、移動手段の不足や世帯の家族構成の影響から適切なごみ処理に不安を感じている方に対し、近場での粗大ごみ回収を実施することでごみ処理の負担軽減につなげる。	住民生活課 エコ推進係
ふれあいタウンちよだ	緑豊かなゆとりある居住環境の住宅用地を提供する。	都市整備課 都市計画係

< 社会福祉協議会 >

事 業	内 容
福祉機器貸付事業	在宅の高齢者等に対し車いす等の福祉用具を貸付し、高齢者及びその家族の精神的、肉体的及び経済的負担を軽減するとともに、在宅福祉の増進を図る。

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

<現状・課題>

- まちづくりの推進には、すべての人が利用しやすく、それぞれの能力を生かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりの視点が基本となります。
- 町内のバリアフリー化は改修や新設時などに優先して順次進めてきていますが、段差や不便を感じる場所も残っています。
- 高齢者や障がい者が暮らしやすい環境を実現していくため、意思疎通や情報入手が円滑に図れることと地域における助け合いの仕組みづくりも必要となっています。

<施策の方向>

住民・地域の取組

- 日頃からの見守りや安否確認等を通じて、近隣住民同士のつながりを強化していきます。
- 日頃から、声をかけあい、困ったときに助けてと伝えられるご近所づきあいをします。

町の取組

- 歩道の設置や道路の段差解消などについて、必要性・緊急性に配慮しながら、道路整備計画を推進します。
- 役場庁舎等をはじめとする公共施設については、スロープや手すりの設置、段差の解消など、福祉的配慮のある整備を促進します。
- ヘルプカードや障がい者用駐車場の周知と適切な利用を促進します。
- 情報入手や意思疎通が円滑にできるように情報提供手段の拡充を図ります。

<町>

施策・事業	内 容	担当課
赤ちゃんの駅整備事業	乳幼児をもつ子育て家庭が利用する町内施設に授乳・おむつ替え等を行うことのできる「赤ちゃんの駅」を全ての公共施設に設置した。今後は、事業の周知と、協力してくれる民間施設を増やしていく。	保健福祉課 子育て支援係
ヘルプカード・障がい者駐車場の周知	手続きや相談の際にヘルプカードや障がい者駐車場について周知を図り、利用を促進する。	保健福祉課 福祉係

<社会福祉協議会>

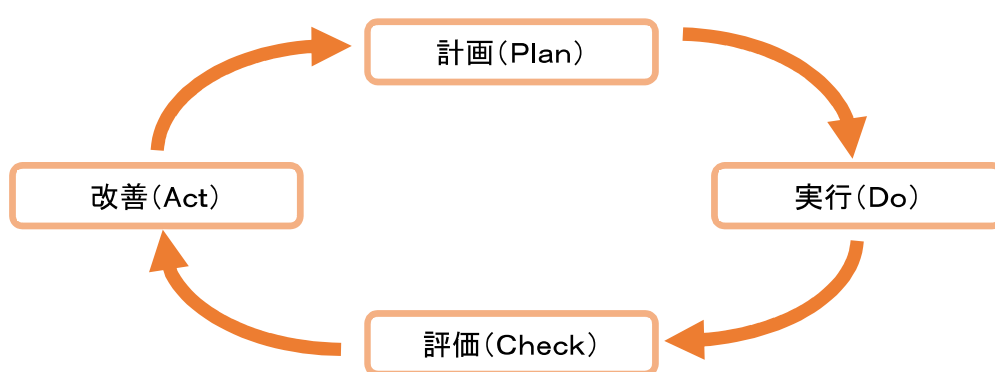
事業	内 容
情報バリアフリーの促進	情報を入手するのに困難な障がい者や高齢者等に、必要な情報を複数の手段で伝える仕組みづくりを図る。聴覚障がい者の意思疎通を支援する手話通訳者の育成を図るため、養成講座を開催する。

第5章 計画の推進

本計画における施策や今後の取組を推進するにあたって、関係各課が全庁的かつ横断的な体制のもと、計画の推進を図ります。

計画の進行管理については、PDCAサイクル（計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Act）を行うという一連の流れ）を活用し、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

このため、関係各課及び社会福祉協議会と連携し、定期的に各種施策を点検します。



資料編

1. 千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、広く意見を求め、重要な事項について審議を行うため、千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に伴う検討及び意見の集約に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し町長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉関係団体の代表者
- (2) 住民組織団体の代表者
- (3) 福祉サービス提供事業者の代表者
- (4) 社会教育関係団体の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員が欠けた場合は、町長は速やかに当該委員が属する前項の号から、補欠の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長になる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、計画を策定した日をもって、その効力を失う。

2. 千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	所 属	役 職	区 分	氏 名	備 考
1	社会福祉法人千代田町社会福祉協議会	会 長	地域福祉関係 団体の代表者	森田 榮	委員長
2	千代田町区長会	会 長	住民組織団体 の代表者	君島 進一	副委員長
3	千代田町ボランティア連絡協議会	会 長	地域福祉関係 団体の代表者	田村 花江	
4	千代田町老人クラブ連絡協議会	会 長		松島 圭司	
5	千代田町身体障害者更生会	会 長		野村 静代	
6	千代田町民生委員児童委員協議会	会 長		森田 榮	
7	千代田町保護司会	会 長		佐藤 勝與	
8	千代田町保健推進委員協議会	会 長		飯塚 洋子	
9	千代田町商工会	会 長	住民組織団体 の代表者	高野 広	
10	千代田消防団	団 長		鈴木 唯夫	
11	社会福祉法人もくせい会	副施設長	福祉サービス 提供事業者の 代表者	久保田 彩	
12	特定非営利活動法人ハートフル ふきあげちよだ事業所	所 長		小林 洋子	
13	千代田町小中学校代表	校 長	社会教育関係 団体の代表者	西本 賢	
14	千代田町子ども育成会連絡協議会	会 長		大谷 和之	

3. 策定経過

年月日	内 容
令和6年9月26日 ～ 10月25日	千代田町地域福祉に関するアンケート調査実施
令和6年9月	庁内関係課局に対する調査の実施
令和6年9月～10月	関係団体ヒアリングの実施
令和6年12月12日	千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(第1回) ・アンケート等の調査結果について ・計画策定に向けた現状と課題の整理について
令和7年1月14日	千代田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(第2回) ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画(全体案)について
令和7年1月15日 ～ 2月14日	パブリックコメントの実施
令和7年2月17日	町議会へ策定経過の報告

第 3 期
千代田町地域福祉計画
千代田町地域福祉活動計画

発行：千代田町

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1

TEL 0276-86-2111（代表）

<http://www.town.chiyoda.gunma.jp/>
